

# 清朝入関前の アゲ age について

天命期を中心にして

増  
井  
寛  
也

## セジモウ

清代満洲Manju語の一部語彙にageがある。乾隆三十六(一七七一)年  
勅成の満漢・満漢辞書『御製增訂清文鑑』に記され、アゲについてのよ  
りな三種の語解を載せてある。

- beye i ahün be age sembi.  
臣下の 兄 も 叔父 おじの

[類] ○・人部人倫類  
人  
や 敬称  
トナ (兄弟) ハジラ。 [類] ○・人部老少類]

- niyalma be kundulene age seme hilambi.

諸皇子皆称「阿敏」。以行列之大・二・三・四等數目、冠之於上。  
皇帝と人言及、亦称之为「阿敏」。且有見之於諭旨者。  
ところの記述あたりが、最も流布した説明である。清朝の定例では、未  
封の「皇子」をひとしきトゲ ageと呼称し、一十五歳に達した後、授爵す  
るにじになりていた。やがてトガルカ河ト流域のトルグート部に派遣された清朝使節  
の見聞録(一八世紀初め、カオルカ河ト流域のトルグート部に派遣された清朝使節  
の見聞録)によると、トルグート部のアヨキ=ハング大聖ハン(康熙帝)  
には「アゲ(皇子)のが何人いるのか」と尋ねたのに対し、清朝側の  
使節が

使

「いま(康熙五十三年)、親王、郡王、貝勒、貝子に封じ、大聖ハン  
に従つて狩獵に赴き、我の見たものは十六人。他に何人のアゲが  
いるのかは、面中よりまだ出でず、我らは見ることを得なかつた  
ので知らぬ。」(傍註筆者)

と返答しており、既封未封の区別は慣例上、やほり厳密ではなかつたよ  
うである。

以上はしかし、清朝入關後のアゲ(皇子)に隠むる認識であつて、入關  
前とは事情を異にする。『滿文老類』を通覽するに、すでに太祖ヌルハ  
シする意味的な連関があつたはずであるが、寡聞にして説得的な言説の

あることを知らない。

他方、「皇子」ひとつとのアゲに関しては、『清稗類鈔』称謂類「阿敏」  
に見える

チの時代からアゲが頻用されていった事実を容易に看取し得るが、「大阿哥」「二阿哥」のような排行順の呼称とは違つて、人知に付して「某アゲ」と記録するのが普通であるし、また事例のすべてが「ハンの子」（皇子）を意味しているわけでもない。むしろ意味しない場合が少なからずあり、一概にアゲを「皇子」と規定してよこものか、躊躇を禁じ得ない。よつて、本稿では太祖期の天命年間を中心として、從来、看過されてきた感のある称号としてのアゲに考察を加え、語義と関連をせつづ、その歴史的なありかたを明らかにしてみようと思つ。

## 太祖天命年間のアゲと「ハンのウクスン」

### （一）アゲの身分とその範囲

周知の通り、清朝の皇族は「宗室」（ウクスン uksun）といれに準ずる「覺羅」（ギロ Gioro）とに大別される。由來、ウクスンはムクン mukün（ムクン）・女直（ジニア）・滿洲人社会に存在した個々の父系出自集団を指す、ありふれた普通名詞であつたが、ヌルハチ（以下、太祖と表記）が八旗制を確立した翌年（一六一六年）<sup>①</sup>、ゲンギン（= ハンとして即位し、由々の属する血統（ギラン giran）の排他的な尊貴化を意図した）<sup>②</sup>、やのウクスンせ“beisei giran”<sup>③</sup> となむち「諸ベイレの血統」（太祖の祖父ギヤンガを含む六兄弟〔「六祖」Ninggun Mafa= 二ヶタの諸ぐ焉 Ninggutai Beise〕の血統）をひく「ハンのウクスン」として特別視されるようになつた。太祖を継いだスレ=ハン、太宗ホンタイジは大清皇帝即位を目前に控えた天聰九（一六三五）年、「ハンのウクスン」を祖父タクシの支派（= 太祖・ヌルハチ・シヨルガチ・バヤラ四兄弟の子孫）とそれ以外の全支派に一分し、後者を国姓にちなん

で「覺羅」と総称させ、皇帝即位後の崇德三（一六三八）年にはウクスンをタクシの系統に限定了した。「宗室」と「覺羅」の決定的な分離はここに始まる。

ところで、天命以前はむしろおき、天命・天聰両期（= 後金國時代）、ハンの一門が帶びた称号には、大別してベイレ（beile= 厥勒）、タイジ（taiji= 鈍吉）アゲ（age= 阿格）の三種があつた。この三者の関係を先行研究を参照して、筆者なりに整理すれば、左記の通りである。

広義のベイレ（=「議政ベイレ」）とは、太祖の子・姪・孫にして国政の機務に参画するものを指し、原則として太祖と同母弟シヨルガチの嫡子、ならびにその嫡出子孫から構成され、庶子とその子孫は厳格に排除された。

議政ベイレは、八旗各グサを領有する管旗ベイレ（ホシゴ=ベイレ）と、そうでない各グサ所属の不管旗ベイレとに一分され、前者には上位の大ベイレ（天命元年設置；ダイシャン・アミン・マングルタイ・ホンタイジ）とト位の小ベイレ（天命五年設置<sup>④</sup>；ホゲレイ・ミト・ジルガラン・タシゲ・ドルゴン・ヌル）の区別があつた。

太祖の子・姪・孫にして議政ベイレに任じられないものはアゲと称されたが、大ベイレでもよくまれにタイジやアゲと呼称されることがあり、小ベイレと不干旗ベイレはむしろ逆にタイジなしアゲと称するのが普通であった。

このように從来の見解によれば、ベイレ・タイジ・アゲの三称号は多少の不統一である、この順で上位に序列化されると同時に、議政（管旗・不管旗）ベイレンを含む太祖の子・姪・孫に対する汎称が広義のアゲであり、ここから議政ベイレを除いたものが狭義のアゲであると規定し得る。しかしながら、實際の満文史料に徴してみると、アゲの覆う範囲は太祖の子・姪・孫をはるかに越えていたことが容易に判明する。本

稿巻末の第 表 太祖期のアゲ／太祖期・太宗期に共通するアゲ は、『満文老档』（以下『老档』と略称）の検索結果をもとに作成した人名一覧表であり、これを通観するとき、

少なくとも二二二名を算する太祖天命年間のアゲのうち、二六名までは太祖の子と孫、太祖の姪（三弟マルハチ・シュルガチ・バヤラの子）、太祖の従姪と再従姪（伯父リドゥンの孫、二祖リオチャン・三祖ソオチヤンガの曾孫）であり、いずれも太祖から見て卑属世代であった（付図 ウクスン世系図 波線部）。

残る六名のアゲ（第 表で下線を施した 4アドゥン・6アリンジュ・11バドゥリ・15ナルゲル・19エセントリ・21フルガン「ヒヤニアゲ」）は、その素性を確認してみると、明らかに太祖一門とは異姓異血統に属する非ウクスン成員であった。

天命四年二月一日条の Amba Age（太祖次子ダイシャン）が初見事例であり、天命五年二月一〇日条の Ajige Age（太祖第一二子アジケ）がそれに次ぎ、天命六年以降、アゲ跡を帶びて記録に登場する人物が著しく増加する。

という事実をただちに指摘し得る。結局、天命期のアゲとは『老档』に

即して確認し得る限り、「ハンのウクスン」（＝「六祖」の子孫）にして太祖の児輩・孫輩に位置するものと「ハンのウクスン」に所属しないものに一分されたわけであり、いすれにしても「皇子」とは大きく様相を異にする。なお、後者の人物群については別に一項を設けて考察するはずであるから、以下では前者だけを取り上げる。

ウクスン所属のアゲは、世代的には太祖の児輩（「六祖」を第一世代として起算すれば第四世代）。孫輩（同じく第五世代）にわたり、傍系的には第四世代において最も血縁の疎遠な範囲（＝六祖の曾孫）にまで及んでいた。この意味でアゲとは太祖のウクスン卑属成員に対する汎称であつた。

た。とうより、一層正確には、ウクスン成員は「六祖」からの出自を共有する点で基本的に同質的な存在と觀念され、だからこそ卑属世代が一様にアゲと呼称されたと解すべきである。ただ、この同質性も太祖中心的な觀点から検討しなおすとき、そこには判然たる格差が露呈してくれる。まず第一に、太祖から見て近縁なタクシ系統のアゲが、二六名中の二二名（第 表 太宗期にのみ現れるアゲ<sup>⑧</sup> を含めると五〇名中の四〇名）と圧倒的多数を占めるに反して、それを越えた範囲、言い換えると後の「覚羅」身分にあたる疎族のアゲは、ムハリヤン（總兵官）・アンガラ（副將）・ブルギ（副將）・セレ（遊擊）のわずか四名（天聰年間の五名を含めて九名）に過ぎず、いずれもアゲとしては天命八年にならないと登場しない。また、六祖の子孫といつても、第 表には長祖テシク・五祖ボオランガ・六祖ボオシの子孫らが未見であつて、はなはだ偏頗な分布を呈する。無論、意図的な除外の結果ではない。要はそれら未見の人物に、ムハリヤンらのような高位の世職によって報いられる活躍がなかつたまで、裏を返せばタクシ系統外の疎族はその程度の関心と評価しか喚起しなかつたのである。タクシ系統を他系統から画する一線は、太祖期からすでに截然たるものがあつた。

第二はタクシ系統内部における嫡出系統と非嫡出系統の格差である。タクシの嫡子太祖と側出子（＝側妃の所出）バヤラを比較すると、前者の嫡長子チュイエン（一五八〇年生）・嫡次子ダイシャン（一五八三年生）の諸子が早くも天命年間にアゲとして登場し、さらに天聰九年にはチュイエンの孫マルフが登場する。対する後者の三子バイントウ・グンガダイ・シハンが登場するのは、ようやく天聰年間中葉である。太祖（一五五九年生）とバヤラ（一五八一年生）には一世代近い年齢差があり、単純に初出年次だけを比較しても意味がないので、出生年次に着目してみると、バイントウ（一五九九年生）はチュイエン長子ドウドウ（一五九七年生）

生)、ダイシヤン長子アーティ（一五九九年生）、さらに太祖母弟シユルガチの五子ジャイサング（一五九八年生）・六子ジルガリン（一五九九年生）らとはほぼ同年代であつたけれども、バイントウ以外はすべて天命六年までに初出する。事情は太祖系統でも同断であつて、天聰八年にやつと初出する庶子ラインブ（一二三子・一六一年生）に対して、一歳年下の嫡子ドルゴン（一四子・一六一年生）の初出は、かえつて一〇年も早い天命九年であつた。

いまや明白であるように、その個人の能力や資質もさる」とながら、太祖中心的に定まる血縁の「質」（嫡庶）と「量」（親疎）に準拠して、政権内での地位・枢要性が大きく左右され、これと連動してアゲとしての初出年次や出現頻度も、遅速高下したと見るべきである。そう考へてウクスン世系図を通覧するとき、見かけ上、タクシ系統はアゲが第五・六世代にも継続するのに反して、それ以外の疎族系統は第四世代にとどまること、なら「タクシ系統であつても、太祖の庶出の弟マルハチ、同じく側出の弟バヤラ、そして太祖の庶子たちから発する系統は、やはりアゲが第四世代に限定されること」この二点に気づくであろう。これらに照らせば、あたかも太祖・シユルガチの嫡子（側出子アバタイを含む）系統以外のウクスン第五・六世代は、すべてアゲから除外されたかのように見えるが、ありようは太祖にとつて著しく枢要性の劣る疎族や庶弟・庶子の子孫は、アゲと呼称されこそすれ、通常、国政の表舞台に登場しないため、アゲとして記録される機会自体、稀少であつたといふのが、より実情に即した理解であらう。

要約しよう。天命期のアゲは太祖下位世代（第四・五世代）のウクスン成員を広く覆つており、議政ベイレの「とき太祖直近の親族である」と疎遠な傍系親族であるとを問わず、範疇としてはひとしくアゲに類別されたと考へられる。こうした成員間の同質性は、ひとり「ハンのウクス

ン」のみならず、元来、ウクスンなりばどれもが備える、父系出自集団としての属性であつた。<sup>⑩</sup> 天命期のアゲとは結局、そつした基層の上に、「ハンのウクスン」意識と太祖中心的な選別原理がかぶさりながら、なお同質性の払拭には至らない過渡的状況を集約的に表現する存在であつた、と考えられよう。やや先走つていえば、ウクスン成員の族的同質性を根底から覆したのは、太宗崇徳三年における「宗室」と「覺羅」の分离、および前者に対する九等爵制の施行であつた。

ならば、アゲの出現が例外なく天命四年以後に係るという事実は、いかに解釈すべきであるつか。「ハンのウクスン」意識醸成の画期的な契機を、太祖のゲンギュン=ハン即位に帰してよいとすれば、天命四（一六一九）年の初現ところのは虚心に判断する限り、やや遅きに失する印象を否めない。その際、初見例がAmber Age（ダイシヤン）であり、一年遅れで現れる第一例がAjige Age（アジゲ）であるのは、いやさか示唆的である。ところで、両者がアンバ amba・アジゲ ajige、すなわち「大小」をやつて呼応しあうからであるが、アジゲが小アゲゆえにそう呼称され、実名は別にあつたことを直接立証するのは困難なので、しばらく不問に付しておぐ。ともあれ、天命四年当時、ダイシヤン（三十七歳）を大アゲ、つまり「最年長のアゲ」とする範囲は、太祖の子姪、就中、太祖とシユルガチの諸子を越えない。<sup>⑪</sup> このことはアゲ号の適用が当初、右の範囲から始まり、遅れてより傍系のウクスン卑属へ波及したことを見端的に示唆する。

アゲの出現年次を考慮する上で、ダイシヤンの兄チュイエンの存在はとりわけ重要である。なぜなら、チュイエンは太祖の嫡長子として、一旦ハン位繼承者に擬されながら、万曆四一年、廢嫡・幽閉の憂き目にあい、二年後の万曆四三（一六一五）年、奇しくも天命建元の前年に没するからである。後、天命八（一六一三）年に至りて太祖がエルデン=バク

シを歎嘆した際、チョイヒンを回憶して「先のアンバ=アゲの在世した折 nendehe Amba Age i bihe fonde」<sup>15</sup> にさし戻りしてこられた。この記述は故人のチョイヒンを「先のアンバ=アゲ」と呼称していたことは確實である。しかるに、『田満洲档』荒字档の、幽閉の経緯にふれた詳細な記事は、チョイヒンを Amba Age ではなく、終始、ahüngga jui/amba jui（こずれも太祖の田かの記た「眞子」の意）をもつて言及するのみであった。<sup>16</sup> エルケニ=バクシが荒字档の前半部分（万曆三四年～四五年末までを収録）を編纂したと推測される天命元年ないし天命初年、すでにアゲが公的な尊称として通用定着していたのみならず、必ずやチョイヒンはアンバ=アゲの呼称で記録されたはずである。ところが、事実はそれに反し、アゲ号の公的な通用は早くとも天命初年以後と推定される以上、アゲが天命四年に初見するのも別段異とするに足らず、また天命六年以後にアゲ号を帶びる人物が増加することも容易に首肯し得る。併せて付言すれば、朝鮮側の文献によつて確認し得るアゲの上限も、せいぜいサルフ戦役後の天命五・六年までしか遡ることはできない。<sup>17</sup>

ダイシャンから一年遅れでアゲとして記録された幼弟アジゲは、このとき弱冠一六歳の少年であつた。アジゲと母弟エルケニ・ヌルの二人は、生母ウラ=ナリ氏の身分（太祖最後の大妃）といい、太祖直属軍団（両黄旗）の相続者であつたことといい、幼少ながらハン位繼承有資格者として、ホシヨ=ベイレに任じられた太祖・シユルガチ兄弟の嫡出子孫に伍し、ダイシャン（天命四年時点、次代ハン最有力候補）の諸兄にも遜色ない極要性を誇つた。このためアゲとしての初出年齢は、筆者が目睹した範囲内でも最年少（ウクスン世系図に付記しておいた幼アゲの初見年齢参考）に屬し、名々アジゲ一六歳（天命五年）、エルケニ=ヌル一三歳（天命九年）、エドー三歳（天聰元年）であった。特にエルケニ=ヌルの初出などはその婚儀と同時であるが、当時、貴顯子弟の初婚年齢が普通、一六歳前後であつ

た（太祖の初婚が一六歳のとおりである）。上記チョイヒン・ダイシャンとの長子との年齢差も参考にならぬ）にじれに接じて、一三歳はやや早婚の部類とは云へ、成婚後は周囲から成人として認知処遇されたに相違ない。すると、アジゲは長子ホトを儲けた天命四年一月から逆算して、同年初めにはすでに結婚し、アゲと呼称されていた可能性さえある。ところが、その場合、ダイシャンは自分より一二歳も年少の、いかに極要といえ見るべき功績もないアジゲと同時期に、アゲとして初見したことになり、あまりにも均衡を欠くと断ぜざるを得ない。アゲの公的な呼称が天命四年に始まつたと考えない限り、この矛盾を整合させるすべはあるまい。

## (2) 尊称としてのアゲ、親族呼称としてのアゲ

前節の叙述から、アゲは天命四年、太祖子姪の尊称として公称化されはじめ、ついでより傍系のウクスン卑属世代に拡張された、との推論が一応許されよう。ひるがえつて、この尊称が当初、太祖の家庭内で使用されはじめたとすれば、アゲは「のときすでに「ハンの子」を意味していた可能性もなくはない。その当社を確認するには満文单体で記述された『老档』よりも、訛語の比較対照が可能な合璧文献、特に満漢蒙三体『満洲実錄』が最適であるが、惜しくゆうの要求を満たす事例は、サルフ戦役の叙述に登場する、アンバ=アゲ（天命四年三月三日）ただ一例に過ぎない。『満洲実錄』のサルフ戦記は『老档』（延いては『田満洲档』）のそれをほぼ忠実になぞつているので、「Jidasa『老档』を引用し、文中の「」に漢文・蒙文『満洲実錄』の訛語を補つておく。

Duici Beile 坐 Ham の前に馬に乗つたままやつて来て、『Amba』と回転であるが、当時、貴顯子弟の初婚年齢が普通、一六歳前後であつ

太祖じごとかイモ=ベイレ(ホンタイジ)の発言双方に現れるAma Agee(アマンバ=ベイラン、ダイシャン)が、天命四年におこしやて「ハンの子」でなく、「兄」の意味で用いられてゐることとせ、訳語に照らして紛れもない。同じく兄を指す用語でも、客観的関係名詞として使用されるアフハ ahunとは違つて、アゲは「兄上」「兄さん」「兄貴」の」とき、親愛のをはじめた呼びかけとして用ひられ、上記のアゲもその例に漏れない。

らが立場を弁えず尊大に振舞つたのを、太祖が例を挙げて訓戒した際の  
囁か  
Han<sup>ハ</sup><sub>ン</sub>の「最初我も轎に乗ひず、后妃も轎に乗ひなかつたが、  
Jaisanggu Ageの母（ハラルガチの因豊福<sup>ハラルガチノイフク</sup>賀ワルギヤ氏）が在世の折  
我に不遜で、我が家に廻裏<sup>ハラル</sup>のために往来するとき、轎に乗つて往来  
した。やのよりに悪かつたので、殃<sup>アハラニ</sup>が至つて死んだ。また、Cergei  
の妹であるHoogeの母（太宗元妃<sup>ハラルビ</sup>）が、母分の父の家に往  
来するのを、Amba Ageの<sup>アマバ</sup>、Ajige Ageの門を轎に乗つたまま過  
ぎ、我が門に轎に乗つたまま入つて來た。そのよりに不遜で悪かつ  
たので、殃が至つて夫に捨てられた。……子弟の婦等も……尊属の  
者に対する甚だしき不遜であるな。」

しかし、筆者がそれ以上に注釈したいのは、満文に関する限り、太祖の発言した Amba Age おでが、いかなる修飾成分も帶びてこない」と〔汝 Dyekē aq-a činu〕の傍線部は、当然補足的意訳「おぬ」換言すれば太祖は我が子ダイシャンを、あたかも弟が長兄を呼ぶようにアンバ=アゲと呼び、「老撫」編者もいとわれのそれを改修した節がない、という事実である。引き続き太祖が我が子をアゲと呼んだ実例を引用し、その種の発言が日常化していたことを立証しておいた。まず『老撫』天命五年二月二五

と記されている。いずれもサルフ戦記同様、太祖自身の発言中のアゲであること、後者においてアジゲ=アゲ、ジャイサング=アゲ（シュルガチ第五子）がアンバ=アゲと同時に言及されていること、この一点から推して、「これらのアゲもいまや「兄」に弓きつけて理解せねばならないであります。問題の焦点は従つて、血口の子姪を「兄さん」と呼んで怪しまない、世代原理を無視したかのような変則的呼称をどのように説明すべきか、に移る。

「Han や『『田舎が亡くなつた後、我が子やこの子娘の Ambaa Fujin や Amba Age』』と繋つてゐるやうな事でござつた。」と私が嘆いた。「だめだよ。君の嘆くやうに Amba Fujin や Amba Belle やお母ちゃんのことがないよ。全く用やなこの立場なんぞ、田舎に三歳入を喰はつてやるものには動かしたのではねえよ。」と嘆いた。

この問題についての呼称法の論理は、文化人類学の術語で「テクノミー」(子供本位の呼称法)に準拠して説明するのが、最も適切なようである。テクノミーとはある人物を呼称するに際して、個人名や通常の親族呼称の使用を避け、子供の名前を介在させる迂回間接的な呼称様式を指す。<sup>(2)</sup> 一般的にこの概念は「子供にちなんで親を呼ぶ慣習」を意味するが、両親以外の親族に対する広義のテクノミーもめずらしくはない。前者の例としては、太祖がホンタイジの妻を「ホオケの母 Hooge i eniye (福元『老母』) と言及したり、またホンタ

イジヒマハグルタイが姫々長男の名にちなんだ「ホホケの父ベイレ Hooge ama beile」、「マイタコの父ベイレ Maitari ama beile」と称されたのが好個の詮左シラフと云つぐべく、貴人に限らず、女直ハラシタ／満洲人社会一般に行われた婉曲丁重な実名忌避と解してよからぬ。

一方、後者の例として、同じでは特に、シロガハロフが「〇世紀初め頃、黒龍江省愛珲地方の満洲族において、観察した用例を挙げておる」。極めて興味深いのは……皿口が子供達を有する場合にのみ、皿口の子供達が彼女（わくく wuhene[弟の妻]）を呼ぶよりは、かくメ wuhene[叔父の妻]と呼ぶことこのハ」とある。……そして、若し皿口が子供達を有する場合にせよ、皿口に対する彼女の敬意を示すために、Hukchečke[父親の妹][トーマン ändi(父親の兄)の誤か?]と呼ぶ。皿口は総てのウラン wurun[皇子の妻]をその個人名で呼び、アーチー<sup>アーチー</sup>彼女達は皿口をトマ ame[父]と呼び、もし彼女達に子供があれば、その子供達の名は皿口をイヒーイヒ jeje[父親の父親]と呼ぶ。（櫻井ヒロ[著者]の補足）

これらの事例が通常のテクノミーと著しく異なるのは、言及の基準点たぬ子供の年前を前置せむことなく、こきなつ皿口の「子供達のよい」語ひかせの点であつて、トゲの用法との符合は強調する所でもない。この種のテクノミーは、話者の視点が我が子のそれに同化融合した結果と理解すべきものであつて、曰程、父親が年少の子供（特に最年少者）の視点に立つて、年かさの息子たちを「兄さん」と愛称していたからである。太祖はダイシヤンをアンバ=アゲ（駕駄）と呼んで、なんら怪しそういふがなかつたのである。

太祖の家庭内で行われたテクノミーに起源する尊称は、実は他にもいくつか『老撆』からの派生といふのができる。アーチー amji(祖父)とHukchečke(叔父)の尊称的用法は、その最も顕著な類例といつてもいいがなかつたのである。

この一つの親族呼称が天命・天聰年間に尊称的に使用された事実は、すでに神田信夫氏によつて指摘されている。<sup>25)</sup> 氏が網羅したアムジとエチケの用例を、『太祖老撆』所載のそれに限つて表示したもののが第表『太祖老撆』中のアムジとエチケ（カクスン世系図 第三世代下線部）である。この表から容易に見て取れるように、アムジとエチケはすべて太祖の兄弟・従兄弟・再従兄弟、つまりはウクスンの傍系同世代成員にあたる。神田氏の説くよつて、家庭内で子供のがこれらの親族を「アマ（父）たるスルハチとの年齢の上下によりて曰常某アムジ、某エチケと呼んでいた」ところに由来し、もとより「それには敬称の意味もこめられていて」<sup>26)</sup>。のみならず、太祖自身が上記の同世代傍系親族を実際に某アムジ・某エチケと呼びかけた実例（第表の傍線部）もあるので、尊称化の順序としては太祖が子供らの視点からアムジ・エチケと呼びかけ、ついで余人が太祖に倣つて尊称的に使用するところ、一段階の経過をたどつたに相違ない。同種の事例には加えて、ナクチコnakcu（母の兄弟）・グ gu（父の姉妹）・グフ gufu（父の夫）などの呼称がある。アブタイ=ナクチコ（太祖大妃ウリ=ナカビの弟）、ジャン河のグ（太祖の同母妹アジゲ=フジン）、ヤンシコ=グフ（アジゲ=フジンの夫）、スバハイ=グフ（太祖宗妹の夫）、イヒチコ=グフ（太祖の妹の夫）、バトウル=グフ（太祖の従姉妹の夫[エイシウ=バトウル]）などはその実例である。<sup>27)</sup> 同じに挙がる親族呼称もまた、すべて太祖諸子の視点から見た、通称的・尊称的呼びかけとして用いられたことは、実際の系譜関係に照らして疑問の余地がない。

以上を要するに、称号としてのアゲは、アゲ固有の語義たる「兄」から一次的に派生した、テクノミー起源の尊称であると結論し得る。すなわち、一般的の家庭と同じく太祖の家庭内でも、恐らくは子供たちの幼少期から日常化していったに相違ない呼びかけのアゲが、やがて個人名を

冠した「某アゲ」形式で使用される一方、成人した太祖諸子姪に対する通称、延いては尊称に転化するに至り、ついでより傍系的なウクスン子弟全体をも覆う一般的尊称へ逐次拡大を遂げたものと把握されてよい。ところで、さきにも一言した通り、アゲ号の初出は天命四年三月条のサルフ戦記までくだり、それ以前の事例は『老档』『旧档』ともに確認できないため、アゲの公称化をこの頃と推定しておいた。このことについては、アムジ・エチケの確認し得る初出がこれまで天命五・六年であり、ナクチュ・グ・グフの用例もやはり天命五・六年以降の出現に係る、という事実が指摘されてよい。これらの尊称に通底するテクノニミー的一貫性から判断して、天命四年の意味は増しこそそれ減ずることではなく、ここに至つて筆者は三田村泰助氏がかつて唱えた万曆四六（一六一八）年<sup>④</sup>天命元年説<sup>⑤</sup>にあらためて想到せざるを得ない。この説に拠れば、通説の天命元年＝万曆四四（一六一六）年とは、飽くまでも太祖のゲンギエン＝ハン即位を意味するに過ぎず、現実の建国建元とは朝鮮側史料の所伝通り、万曆四七（一六一九）年の国書に記された「天命二年後金国汗」こそが嚆矢であつて、しかも天命元年はなかつたと主張する。すなわち、万曆四七年三月、まさに存亡を賭したサルフ戦役に劇的な勝利をおさめた太祖は、國家興隆の機運を確信し、とりあえず建国・建元の体裁を整えたのであるが、「七大恨」を発して対明宣戦に踏み切り、撫順・清河を攻陥した前年こそ、むしろ建国・建元の起点に相応しいといふので、遡つて万曆四六年を天命元年と定め、四七年を天命二年として朝鮮に国書を通じた。そして後に『太祖实錄』の編纂に際し、ゲンギエン＝ハン即位を建国建元に直結させるに至つたのである、と。

こう考えるとき、太祖がサルフ戦勝利の余勢を駆つて開原・鉄嶺を席巻するかたわら、内ハルハ五部の強敵ジャイサイを捩じふせ、さらには海西最後の独立勢力イエヘ國を滅ぼして全ジュシエン族統一の宿願を果

たすなど、目覚ましい成功をおさめた、いわゆる天命四年（一六一九）は、尊貴なる「ハンのウクスン」への志向がひときわ高揚し、アゲやアムジ・エチケ等が尊称として公的に呼称されはじめるには、まことに好適な画期的年次であつたことになり、アゲ号初出年次の一見意外な遅さも、ひとまず腑に落ちるのではないか。

### 非ウクスン系のアゲと太祖期の功臣集団

前章の叙述にして大過ないとすれば、アゲとは女直<sup>ジョシヨン</sup>／滿洲<sup>マンジョ</sup>人の家庭内で普遍的に観察されたテクノニミー慣行の、太祖の家庭内における一表出であつて、もともと太祖諸子の出生に伴つて発生し、その成長に随つて定着した、太祖自身による息子たちへの愛称に他ならなかつたのであるが、太祖のゲンギエン＝ハン即位を機に「ハンのウクスン」が尊貴化するなかで、アゲは通説天命四年から公的な尊称として記録に登場し、ウクスンの傍系卑属にも拡張適用されることになったのである。

さて、本論冒頭でも指摘しておいたように、アゲにはもう一種、ウクスンに所属しないアゲが存在し、太祖期に六例が見いだされる。すなわち、第表の 4 アドウン・6 アランジュ・11 バドウリ・15 デルゲル・19 エセンデリ・21 フルガンがそれである。また、太宗期でも新たに付加し得る。筆者の知る限り、従来、これら非ウクスン系のアゲに正面から考察を加えた論考はないようである。ところで、第表から確認されるように、非ウクスン系アゲの出現は天聰八年一二月のナントユを年代的下限とする。別言すると、「ハンのウクスン」がタクシ系統とギヨロに一分された天聰九年にちょうど前後して、非ウクスン系アゲは跡を絶つのであって、その実、かれらのありかたがウクスンの構

アドゥンは親密な親族であった。

一八

造に深く規定されていたことを推測させる。このことを念頭に置きつつ、上記の八名を俎上にあげてその周辺を逐一検討してみたい。

〔アドゥン〕 アドゥンはアドゥン=ヒヤ（hiya=侍衛）とも称され、「（奴酋の）前鋒」、「奴酋の親信せる者」と曰われた側近の寵臣であった（奴酋の）前鋒<sup>◎</sup>、「奴酋の親信せる者」<sup>◎</sup>と曰われた側近の寵臣であったが、ハン位継承問題に容喙し、諸ベイレを離間させた行為が太祖を激怒させ、天命六年九月に失脚、幽閉後もなく没した。このためか、まとまつた伝記は存在しないが、鷦鷯一氏が断片的な史料を総合して描いた人物像によれば、概ね以下の通りである。アドゥンは建州ジャクム地方のタタラ姓（hala）出身で、ジヨル=シルハを父とし、『老档』天命二年四月条に鑲黄旗グサ=エジョンとして登場する人物であり、『燃黎室記述』[己未年条]所引『姜弘立別錄』や、『春坡堂日月錄』等によれば、「奴酋八将」の第八として「阿斗、奴從弟」とも書いて居り、当時強勇の点に於て傑出した人であつたらし<sup>⑪</sup>く、太祖期の元老集團「五大臣」<sup>〔ベンジャアーバン〕</sup>には一步譲るにせよ、威望これに次ぐ重臣と評価するのが当を得ていよい。

ただ、鷦鷯氏<sup>〔ハラス〕</sup>の阿斗が字音と「奴の従弟」の一項でアドゥン=アゲに比定可能としながらも、これに相当するアゲ（氏においては「皇子」の意）が見当たらないと「のから断定は慎重に避けて居るが、後述のアランジュ・バドカリ・テルゲル・エセントリラは紛れもなく非ウクスンであるから、アドゥン=阿斗と解してもなんら支障はない。なお、近年、「太祖の娘（deheme[母の妹]）の子」とされるブサンがアドゥンの弟であると判明したので、「奴の従弟」とは正しくは母方の従弟（娘表弟）と解さねばならない。つまり、アドゥンは太祖の生母ヒタラ氏（アゲ=アウドウの娘）の妹がジユル=シルハに嫁いで生んだ子といつてになる。満洲語では中表兄弟をも慣用的に「兄弟」と呼び（後述）、母とその姉妹を括して「母たち」と呼ぶことがあるよう<sup>〔13〕</sup>に、もともと太祖にとってアドゥンは親密な親族であった。

アドゥンが出自するタタラ姓は毛憐衛の系統を引き、主として渾河流域のジャクム地方と朝鮮東北以外のワルカ部アンチュラク地方にまたがつて同一ムクン（同族集団）の成員が分布していたが、『ハ旗通志初集』（以下『初集』と略称）旗分志によると、ジャクム地方の族人が擁した勢力はハ旗全体で七個もの国初ニールを編成するほどであったもとよりムクンの連帶は旗<sup>〔ヒ〕</sup>とニール<sup>〔ル〕</sup>とに分断されたにせよ。そのうち四個がアドゥンと同じく鑲黄旗（鑲白旗 正白旗）に属し、さらにその一個は天聰九年、専管ニールとしてアドゥンの近族イングルダイに認定されている。専管ニールとはニール=エジョンの世襲を許され、「丁役を免じた」特権的な功臣所有のニールをいい、アドゥン失脚後もその一門が保持した勢力を彷彿させる。なお、これら四個ニールのタタラ姓一党は、万曆一五（一五八八）年頃には太祖に帰附していたようである。

〔アランジュ〕 アランジュは『老档』にはYungsunの「兄Alanju Age」（第 表・備考欄注記）として現れる。『初集』卷一六二所載の阿蘭柱札爾固齊伝と雅舜伝によれば、両者は正確には兄弟ではなく再従兄弟（アランジュの父アゲ=バヤンとコンシュンの父ドウイチ=バヤンが従兄弟）にあたる。アランジュは建州ワルカシ地方のドンゴ姓出身で、五大臣<sup>〔ハラス〕</sup>の一人ホホリ（太祖の女婿）とは同姓同族ながら、別個の勢力を構成していた。その父アゲ=バヤンは、章佳<sup>〔ハラス〕</sup>地方の杭家<sup>〔ハングヤ〕</sup>章京<sup>〔チャンギョウ〕</sup>（ジャンギヤ城に拠るニンゲタ第六祖ボオシの長子カンギヤ）の女婿であったが、太祖の兵がジャンギヤ城を攻めた万曆一五年頃、杭家章京への助兵を拒絶して太祖に投じたといつ。アランジュは「五大臣」に次ぐ重臣集団「十ジヤルグチ」（札爾固齊/jarguci）の首位に登用され、天命建元八年前の万曆三六（一六〇八）年、ウラ國征討時の戦闘に陣没した。このため、事跡の詳細は伝存しないが、

ともかくかれがアゲと公式に呼称されるようになつたのは死後、わけても天命四年以後に相違ない。またコンシヨンは天聰初年、鑲红旗のグサ＝エジヨンに任じられて<sup>⑤</sup>いる。同一ムクンのホホリ系・ルクス系・カラ系の諸ニールを除いた、アランジヨヒコンシヨンの一党だけでも三個の国初二ル（鑲紅旗）を保有し、いつわ<sup>⑥</sup>一個が天聰九年、専管ニール（アランジヨ三弟ブルカン、アゲ＝バヤン親兄の子ラシングの長子ドゥンシル）に認定されており、勢力の一端を窺つ<sup>⑦</sup>うことができる。

〔バドウリノムンガトウ〕 バドウリ・ムンガトウ兄弟は『初集』卷一五五・巴篤里伝や、『ハ旗満洲氏族通譜』（以下『通譜』と略称）卷一九・巴篤理札爾固齊伝によると、建州マチャ地方のトウンギヤ姓出身であり、太祖最初の大妃トウンギヤ氏（チヨイヨン・ダイシヤンの生母）の父にあたるタブン＝バヤン（トウンギヤ地方出身）とは同一ムクンに属した。バドウリは太祖に来帰した後、有能さを買われて世職最高位の總兵官を授与され、「十ジャルグチ」、それには鑲黃旗グサ＝エジヨン（在任期間は不明であるが、『初集』本伝によれば天命六年以前）に任じられ、天聰八年、大同から明の内地へ侵攻した際に陣没している。経歴からして、やはり準「五大臣」級の重臣であり、『燃黎室記述』己未年条が「奴酋八將」の第七に挙げる「所道里<sup>バドウリ</sup>、奴の姪子」とはバドウリその人に他ならない。<sup>⑧</sup>清側の文献には太祖の「姪子」を裏づける証左は見当たらないが、アドゥンの例に照らしても事実無根の風聞とは考えにくく。トウンギヤ姓はマチャをはじめ、トウンギヤ・ヤルグ・ギャハ・長白山や遼東の撫順・開原等の各地に多数のムクン成員が分布し、次にふれるフルガーンはヤルグ地方の同族であった。旗分志によると、マチャ地方のバドウリ一党だけで三個の国初二ル（鑲黃旗 正白旗）を編成し、うちバドウリ所管の一個が死後の天聰九年、専管ニールに認定され、三子ジヨロに授与されている。太祖に帰附した年次は文献により一定しないが、いまだ

幼かつた万曆一六、七年の「ヒドおねい」<sup>⑨</sup>。

〔ヒヤ＝アゲ〕 すなわちタルハノ＝ヒヤ Darhan Hiyaと謳歌されたフルガンの謂である。万曆一六（一五八八）年、建州ヤルグ寨長の父フラフ（太祖の姉婿）に随つて太祖に投じ、同時に来帰したスワン部長のフコンジン、シノト部長のホホリとともに「五大臣」に登用された。『老档』天命九年正月十日条に彼の死（前年八月二〇日）を伝へて

Darhan Hiya<sup>±</sup>……幼時にHan<sup>±</sup>が連れて来て（第五）子として養つた。言辞が優れ、計略が多く、五大臣級の高位の大臣としていたが、晩年から変心して悖逆なので、降だしていた。降だして間もなく亡くなつた。四十八歳であつた。

とあるようだ。一回歳でギロ口姓を賜姓され、太祖の養子（第五子待遇）となつて以来、才能を發揮して頭角を現わし、「五大臣」（後には都堂）と正黃旗グサ＝エジヨンを兼ねた。ところが、天命六年一一月、ハン位継承問題に口を挟んだのがもとで都堂職を解任、三等總兵官へ降格されたのみか「言に立かることをやめさせ」られ、事実上失脚してしまつ。上記「変心して悖逆なので、降だして」とはこのことを指す。フルガンの属したヤルグ地方のトウンギヤ姓は、前出のバドウリと同族関係にあり、フルガン一門だけで三個の国初二ル（正黃旗 鑲白旗 正白旗）を保有し、すべて専管ニール（フルガン六弟ダルタイ、四子ジヨンタ、六子アラミ）に認定された<sup>⑩</sup>。

〔ナルゲルノナンチコ〕 ナルゲルセ「Delgerの母Gintaisi Beileの妻で Han<sup>±</sup>ヒトヘ嫂 aša（第 表備考欄注記）ヒオヌモハレ」海西イヨヘ國の國王キントイシンの長子であり、ギンハタイシンはホンタイジ生母にあたるイヨヘ＝ナヒ氏（太祖第三の大妃）の実兄に他ならない。イヨヘ國討滅（天命四年八月）の状況を詳記する『老档』によると、遼巡のあげく降伏を拒み、居城本丸に立て籠もつて自焚したものの死にきれず、

結局捕縛されたギンタイシを、太祖は冷然と縊り殺させた反面、「三十六歳になつた今日死ぬのであるか。縛らずそのまま斬り殺せ」と繩田の恥辱を拒み、潔く死を望んだデルゲルに対しては、これを助命した上、身柄を「汝の兄を大いに愛しみ養え」とホンタイジに預け置いたといつ。『初集』巻一五〇・徳爾格勒伝には、その後、梅勒章京（副将）の世職を授<sup>レ</sup>されたとあるが、それ以外の事跡は不明である。海西フルン族のハダ・ウラ・イエヘ・ホイファ四国は、すべてナラ姓を王族に戴くけれども、同一ムクンに属するのは前二者に限られる。旗分志によればイエヘ<sup>レ</sup>ナラ姓の場合、西城のギンタイシ系と東城のブヤング・ブルハング兄弟系を合わせて、八旗全体で計九個もの國初二ルを確認することができる。天聰九年、専管二ル二個の保有が確定したナンチュ<sup>ハ</sup>デルゲルの長子であり、太宗にとつては舅表兄の子にあたる。

〔エセンデリ〕 エセンデリについては「Urgüdai Efuの子 Esenderi Age」（第 表備考欄注記「天命七年一月」）が落馬して死亡したと伝えられるので、海西ハダ国<sup>レ</sup>の国主メンゲブル長子ウルグダイの子であつたことが判明する。<sup>レ</sup>『満洲実録』では太祖がハダ国を最終的に併合した万曆一九（一六〇一）年の翌々年、メンゲブルに<sup>レ</sup>予定であつた太祖の三女マングジ=ゲゲを、ウルグダイが代つて娶つたことになつている。なお、エセンデリ自身も郡主（シユルガチの孫娘）を娶つたようである。<sup>レ</sup>ウルグダイははじめ副将、後には総兵官の世職を授<sup>レ</sup>され、さらに天命七年頃には都堂に任じられ、翌年財物の隠匿に縁坐して都堂を革職されたが、まもなく旧職に復したらしい。都堂とは遼東進出後、死亡による欠員と老齢化の目立つ五大臣に代置された政務処理機関<sup>レ</sup>であり、構成員の顔ぶれは太祖庶子タングダイと側出子アバタイの他、「五大臣」から横滑りしたホホリとフルガン、およびアドウンらであり、ウルグダイはアドウン失脚後に補充されたらしい。八旗全体ではハダ王族系の二ルは

八個に達するが、ウルグダイの族人・属下は孫のケシネに至つて二個の専管二ル（正藍旗 鎏黄旗）として認定された。

以上、非ウクスン系のアゲハ人の周辺を検討してみた。その結果を要素別に表示すれば左表のようになる。表中、フルガンが「五大臣」中の最年少者、アドウンが側近のヒヤ、アランジュとバドウリが「十ジャルグチ」、デルゲル父子とエセンデリが海西フルン諸国最高の貴種であつたことに鑑みて、いずれも太祖政権を支えた重臣であると同時に、名望と実力において「五大臣」に比肩するか、それに準ずる格づけを有する功臣たちであった。

人名	称号／続柄	旗属	姓氏	姻縁	来帰	官職	専管二ル
フルガン	ヒヤ	正黃旗	トウンギヤ	太祖姉婿フラツの子	万曆16年		
アドウン	ヒヤ	鑲白旗	五大臣ノ都堂ノグサ=エジョン	專管二ル三個 (四子ジュンタ・六子アラミ・六弟タルタイ)			
		正白旗	タタラ	太祖の姨表弟	万曆15年	グサ=エジョンノ都堂 [専管二ル一個(同族イングルダイ)]	
アランジュ	ジャルグチ	鑲红旗	ドンゴ	万曆15年	十ジャルグチ(再従弟コ ンシユン グサ=エジョン)	専管二ル一個(三 弟ブルカン・従兄弟ランゲの長子ドゥンシリ)	
バドウリ	ジャルグチ	鑲黄旗	トウンギヤ	万曆16・17年	十ジャルグチ/ グサ=エジョン	専管二ル一個(三子ジョロ)	
デルゲル	バドウリ弟	正白旗	イエヘナラ	太祖の妻兄ギンタイシの子			
エセンデリ	ハダ王族	正藍旗	天命4年	専管二ル二個(長子ナンチュ)			
鑲黄旗	子 万曆29年	ハダ=ナラ	太祖の女婿ウルグダイ(都堂)の				
正藍旗	ナンチュ	デルゲル子	アドウン	アドウン失脚後に補充されたらしい。			

しかし、表示したような条件のみでアゲと呼称されたのならば、同等の有資格者には「」と欠かない。就中、天聰九年における専管一ルの認定対象（上表の八名を含む）には、太祖の庶子や「六祖」の子孫（ギリロ）を除外すれば、「五大臣」、「十ジャルグチ」、太祖の姻戚をはじめ、建国期の主だつた功臣たち（なにしその後継者）が列挙されている。<sup>⑧</sup> 上表のアゲハ名には、百余の功臣群とはまた別個の要素が加味されていた、と推断される所以である。

ヒジロで、太祖政権の基盤は元来、股肱の古参グチコ gucu（身边に近侍する従者）を中心配つて、建州マンシコ五部に乱立する大小の在地豪族（アンバ）amban）を懷柔するか、服従させて形成された家臣団にあり、太祖ヒツヒはかれらの忠誠をつなぎ離反を防止すべく、恩威両面で腐心せねばならなかつた。別稿でも述べたように、「主だつた衆大臣のujulaha geren ambasa」（有力家臣）と「側近のヒヤ=chanciki hiyasa」（極力家臣の子弟が中核）は太祖を「父なるベイ＝beile ama」と呼ぶ<sup>⑨</sup>ことが許されていたが、Ijreは土軸ejenに対する有力家臣の従属が家父長的権威への恭順に即して理解され、名分的には太祖の「」<sup>⑩</sup> juiとして位置づけられていたからである。かかる紐帶に加えて、太祖は通婚による姻縁結合や賜姓による族縁擬制などの手段を併用して、家臣たちとの結合強化に努め、あるには家臣の幼い子弟を対象とした内廷での養育は、太祖との間に「視る」と子姪に同じ<sup>⑪</sup> といつ親密な一体感を醸成した。それだけに、ハンの子姪並みに待遇された重臣たちにアゲ号が許されたとの推定も成り立つけれども、「五大臣」を筆頭とする建国期の功臣ないしその子弟のなかで、上記ハ名だけがアゲと称された特段の理由となすには、なお説明不足と評せざるを得ない。

さて、太祖の元老集団を構成した「五大臣」中、周囲から唯一アゲと呼称されたのが他ならぬフルガンであった。太祖との年齢差から見ると、

フルガン以外の四人は五歳以内に生じまるのに比して、フルガンのみは一七歳も年少であった。<sup>⑫</sup> 太祖がフルガンを手許に引き取り「子として養つた」のは、無論この年齢差を前提とするが、当時、養取（収養）による血縁擬制が他の荣誉にまさる破格の殊遇と認識されていたことは、太祖自らフルガンに対して「汝を（子として）同等の者から陞せて貴くして養つよう」とは、汝と同等の諸大臣が願つても得られないことだ<sup>⑬</sup> と明言して居る通りである。養子といえば、フルガンと酷似する興味深い平行現象が、時代的にはやや先行するが、モンゴル王侯のタイジ号にも観察される。「台吉、是れ王子家の子孫なり」（『三雲籌俎考』卷1）、夷語解説）とあるように、本来、タイジ tayijiはボルジギット氏チングギス一家門にのみ許された称号であつたが、トウメト部アルタン=ハンの寵臣たる脱脱（妥妥）は回族でないにもかかわらず、「恰如叔」Kiy-a Tayi ji（kiy-a = 徒衛）と呼つた。タイジ号を帯びたのは「俺答の義子」<sup>⑭</sup> ためであつ、「その生お所の子孫也、虜王（qaran）の正族に非ず」と又た台吉の名を称せむ」（『三雲籌俎考』卷1）封貢考・大同豐州灘順義王（派部落）とあつて、一代限りの称号であつた。内蒙ともに「恰如叔」はヒヤ=アゲモのものといつぐく、フルガンのアゲ号が養子（義子）に由来する<sup>⑮</sup>とせ、世間疑いを容れな。

右、最も典型的なフルガンを例にとつて、万暦一六年、一四歳で太祖の養子となつたがゆえに、子姪に準じて待遇されアゲと呼やれた<sup>⑯</sup>といふ、さらに内廷での養育を経て太祖身辺のヒヤに任じられ重用されたことを指摘してみた。フルガン以外のアゲに関して、概ね同様の事情があつてはあるものと筆者は信ずるが、いずれも養取を立証すべき明文を欠き推測の域を出ない。まず、アドゥン=ヒヤの場合、彼とは同旗・同姓<sup>⑰</sup>・同族<sup>⑱</sup>・同地・同世代の関係にあつたダインブ<sup>⑲</sup>が、天命七年頃、個々の群臣とともに太祖に忠誠を誓つた誓詞において、「父なるハン Han ama

は我aignp<sup>を</sup>養子のm<sup>ハ</sup>ujhe jui gese<sup>養つた</sup>」と語つてゐる。<sup>◎</sup>この文言から判断するど、「m<sup>ハ</sup>ujhe jui gese<sup>養つた</sup>」自身は養子でなかつたらしいが、太祖を「父なるハン」と呼び得る有力家臣ではあつた。のみならず、「養つたハンを棄てて逃げた」後、天命三年に再び来帰して（『満洲名臣伝』卷五、達音布伝）「逃げてもまた愛しみ養」（上掲誓詞の後段）われた経緯は、太祖の並々ならぬ恩顧を物語る。<sup>○</sup>このaignp<sup>を</sup>にもまさる殊遇ゆえに、アフンは「側近のヒヤ」の列に加えられたのである<sup>◎</sup>、そもそも「側近のヒヤ」はハンの家父長的権威に服する「子」として位置づけられ、実際、ヒヤのなかには太祖が「ヒヤの名をm<sup>ハ</sup>e子として養つた」ものも存在した。

つきのバドウリも確証に欠けるが、朝鮮側に「奴の姪子<sup>おひこ</sup>」と誤つて伝聞した背景には、「同等の者から陞せて貴くして養」われた養子なればこのその寵遇を読み取るべきである<sup>◎</sup>。加つて、バドウリは自ら「幼時から諸ベイレに近侍して久しい歳月を閲した」と奏言しており、これを幼時の内廷養育を経てヒヤに任じられた経歴と解する<sup>◎</sup>。養子であつた蓋然性は一層高くなる。アランジュの場合<sup>○</sup>は、唯一天命以前（の万曆三六年）に陣没していいた事例として注目に値する。アランジュがアゲと公的に追称されたようになつたのは天命四年以後にせよ、陣没以前において太祖子姪に準じて処遇された事実がなければ、アゲとは称されなかつたはずである。アランジュは十ジャルグチの筆頭であつたが、これと比較して付言すべき人物が、同じく天命以前に戦死した名門ワンギヤ姓のシラバ=ジャルグチである。シラバは万曆二（一五九三）年、フルギヤチ寨にハダ国<sup>○</sup>の軍勢を追撃したとき、身を挺して太祖の弟<sup>◎</sup>を救い戦死する。<sup>○</sup>のシラバを『満洲名臣伝』は「侍衛西喇布<sup>○</sup>」とか「常に太祖を翼衛す」と伝え、疑いなくヒヤの身でジャルグチを兼任していた。また、シラバの族兄ボルジン=ヒヤが「十ジャルグチ」に任じられており、側

近のヒヤから適任者を「十ジャルグチ」に補充する経路があつたようである。してみると、建州系アゲのフルガン、アドゥン、バドウリ、アランジュはすべてヒヤであった点で一線に並び、彼らが後にアゲと号されたのも、太祖が少年期に内廷に引き取つて「子として養」い、ついで「ヒヤの如をm<sup>ハ</sup>e」て近侍させたからに相違なかろう。

海西系のアゲはどうであるか。太祖は先述のように、ホンタイジにデルゲルの身柄を「汝の兄 sini ahun<sup>を</sup>大いに愛しみ養え」といつて預け置いた。デルゲルがホンタイジの「兄」にあたるというのは、アフンahun<sup>が</sup>実の兄ばかりか、副次的に堂兄や中表兄をも包摂したからであり、ホンタイジからアゲと呼称され得る立場にあつた。しかも、太祖大妃の兄の子にしてイエヘ國嫡流にあたるデルゲルは、旧イエヘ國の勢力を円滑に收服するためにも、養子とするには最適の人選であつた。まつとも、帰服時の年齢が三六歳であるから、内廷の養育を伴わない名目的養子と把握すべきかも知れない。エセンテリは太祖の外孫にあたる。太祖の姉妹・息女・孫女など、功臣家に婚出した女子の子が内廷で養育されたり、長じて公主など宗室女子の降嫁をうける例も稀ではなく、ましてエセンテリはハダ国<sup>○</sup>の正嫡にあたり、デルゲル同様、政略的には養子に列せしめるべき恰好の人選であつた。<sup>○</sup>なお、天聰年間に現れるムンガトウヒナンチ<sup>○</sup>については、兄バドウリと同時に太祖に養取されたと思しき前者に対して、後者は父デルゲルともども太祖の養子になつたとは想定しづらいので、恐らくは太宗に養取されたのである<sup>○</sup>。

以上、太祖期の非ウクスン系アゲについて一通り検討してみた。かれらが建州系有力豪族<sup>アンパン</sup>の年少の子弟であるか、海西ハダ・イエヘ両国の王族嫡統であつたことに鑑みて、前者を子飼いの腹心として政権基幹部に取り込み、後者とその配下部衆を円滑にハ旗体制内に吸收すべき要請に応える政治的手段こそが養取に他ならず、かくてハンの子姪同然の待遇

を受けるに至つた養子たちが非ウクスン系アゲの実体であつたと、筆者は理解する。

### 結びに代えて

#### 天聰九年以後のアゲ

大ベイレの一人としてハン位を継承した太宗ホンタイジは、ハン権強化の一環として、対等の共同統治者ともいべき他の三大ベイレ、ダイシャン・アミン・マングルタイを、天聰末年までにあるいは失脚させ、あるいは屈服させた。太祖時代にはなお成員間の同質性をとどめたウクスンが、内部の身分的分化を露呈しはじめるのは、まさにこの頃である。その画期は二つあり、第一はギヨロ（覺羅）身分の制定（天聰九[一六三五]年正月）、第二は九等爵の制定（崇徳初年）である。いま、その大要を整理すると、以下のようになる。<sup>◎</sup>

ギヨロ身分の制定とは、「ハンのウクスン」からタクシの血統支派（＝太祖兄弟とその子孫）を除外した全血統支派をギヨロと規定するものであつて、これによつてギヨロはウクスン内部の下級成員として明確に位置づけられることになった。

崇徳元（一六三六）年四月、大清皇帝に即位した太宗は「祖父福王（タクシ）以後の子孫兄弟」に、「その功德を視て」<sup>◎</sup>授封すべく、新たに和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒・固山貝子の四等爵を創設し、同三年八月にはその下位に鎮国公・輔國公・鎮国將軍・輔國將軍・奉國將軍を増設して九等爵制度が成立する。

このとき、ギヨロは九等爵の授封対象から排除されたので、遂にウクスン外の準皇族身分へ下降し、以後、ウクスンといえばタクシ系宗室を指すのみか、この語彙自体が清朝宗室専用の固有名詞へと転

化するに至つた。

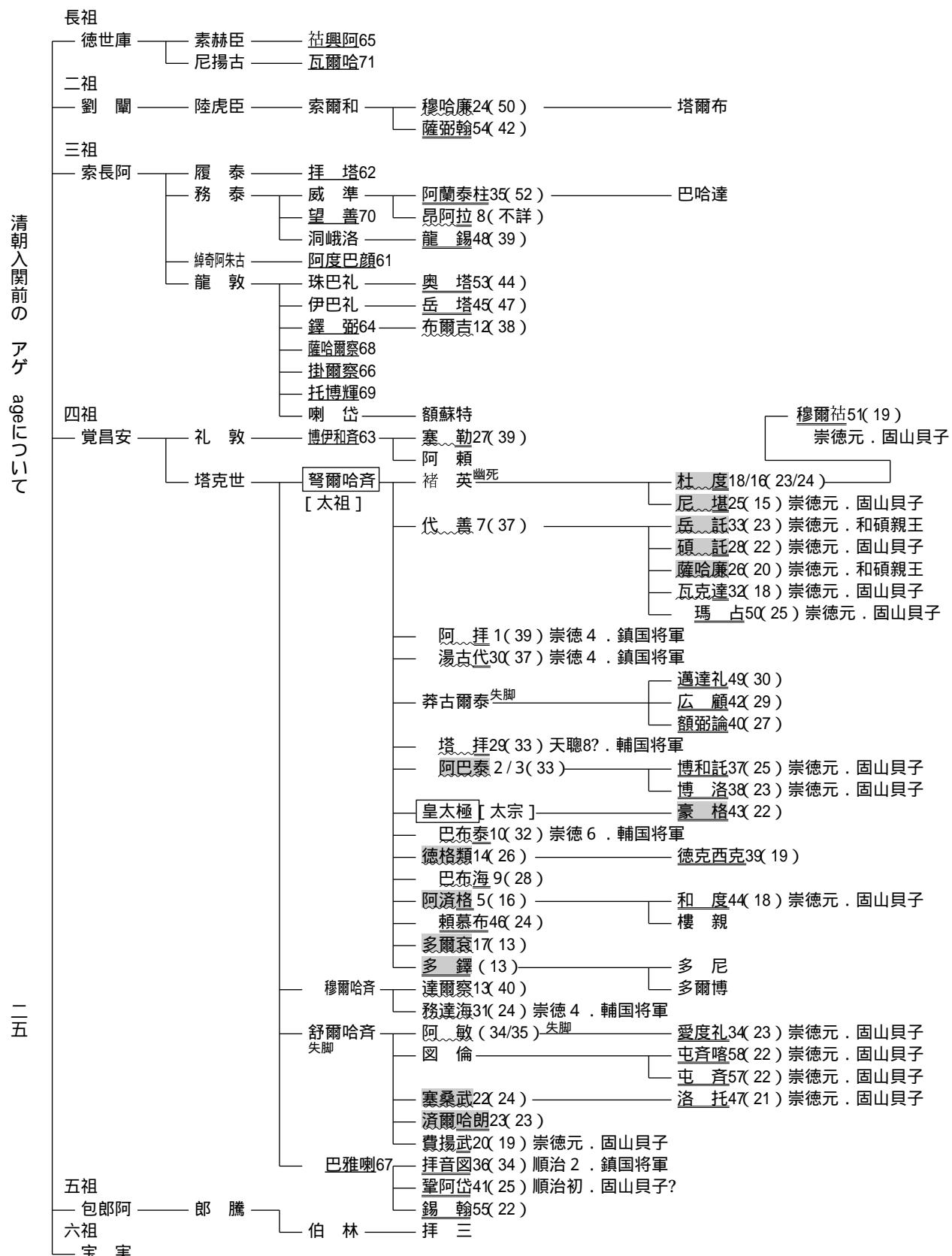
九等爵のもとで、タクシ系の子孫は太祖とシユルガチの嫡出子孫と、これを除く庶出子孫の、上下二類の宗室<sup>ウクスン</sup>に判然と弁別されることになり、上級宗室のうち、もとの議政ベイレは和碩親王・多羅郡王・多羅貝勒を、その他は固山貝子以下、輔國公以上を授爵された。対する下級宗室は鎮国以下の三將軍を授爵され、ここにも入らない等外者は間散宗室として一括された。

上記四点を約言すれば、ハンと血統を生得的に共有するが故に、総体としての尊貴さを保証された太祖期のウクスンが、太宗によるハン権力・権威の強化に伴つて、その基盤とする出自／血縁原理（成員相互の同質性と一体性を本質とするムクン制原理）の後退を余儀なくされ、封爵の与奪陞降権を掌握するハンに尊貴さの根源を求める重層的身分秩序（ハン 上級ウクスン 下級ウクスン ギヨロ）へと席を譲る過程として把握することが可能である。こうした制度の改変過程で、アゲも不可避的に変容を迫られるのであるが、いまの筆者にはその経緯を詳論すべき十分な用意がないので、さしあたり下記のような結果中心の展望を提示することとどめておきたい。

太祖のゲンギエン=ハン即位を契機に浮上する太祖中心的な序列原理と、ウクスン下位世代をアゲの範疇に類別する同質性の共存が天命期の特質であつたとすれば、太宗期のアゲは以下のように形容されよう。まず、天聰九年、ギヨロ身分の制定によって、アゲはタクシ系統に限定され、翌崇徳元年、爵制の創始にともないタクシ系統が上下二級の宗室に序列化されると、アゲは庶出系下級ウクスンの尊称として残つた。ところが、崇徳三年、九等爵が出揃うと、アゲは鎮国將軍以下の爵位を授封されるか、無封ならば間散宗室と称された。かくして入関前のアゲは九等爵制のなかへ一旦解消するのであって、「皇子」を意味する入關後の

アゲとは自ずから断絶があつたことを知るべきであろう。<sup>⑤</sup>一方、こうしたウクスンの厳格な階層化は、内部に擬制的血縁者の介在すべき余地をとどめず、ために非ウクスン系のアゲは天聰九年以後、記録から姿を消したものと考えられる。

付図 ウクスン世系図（人名表記・年齢は『愛新覺羅宗譜』に準拠）



[記号説明] 人名 = 天命年間のアゲ ; 人名 = 天聰年間のアゲ ; 人名 = 天命～天聰年間のアゲ ; 数字 = 表～中の人名 ; ( )内 = 初出年齢 ; 太字 = 大ベイレ ; 網かけ = タイジ号保有者 ; = 側出子 ; = 庶出子

[備考] 人名右端の爵位と授爵年次は『満文老档』に加えて、『皇朝文献通考』巻246～248「封建考」を参考にした。  
多鐸がタイジ号を保有した明証はないが、ここではタイジであったと仮定しておく。

第表 太祖期のアゲノ太祖期・太宗期に共通するアゲ  
 (曲括:『太祖老撫』『祖撫』;『太宗老撫』『宗撫』;『天聰九年宗』『九宗』)  
 [初・末と如档案での最初と最後の事例、参考例]

	人名	年月日	出典	備考
1	Abai Age	初 天命8年正月27日 末 天命10年10月3日	『祖撫』988 『宗撫』332	
	初 天聰4年3月1日 末 崇徳元年7月25日	『宗撫』1209		
	天聰9年8月8日	『九宗』41		
2	Abatai Age	初 天命6年2月26日 末 天命9年正月1日	『祖撫』275 『宗撫』881	IJの以前の内歴3世Abatai Taiji IJの祭以後世Abatai Taiji
3	Abtai Age	初 天命7年2月9日 末 天命7年3月9日	『祖撫』520 『宗撫』564	IJの祭以後世Abtai Taiji
4	Adun Age	初 天命6年閏2月26日 末 天命6年11月18日	『祖撫』274 『宗撫』413	IJの祭以後世Ajjige Taiji,Ajige Age Ageの旗世.....」
5	Ajige Age	初 天命5年3月10日 末 天命9年正月1日	『祖撫』218 『宗撫』881	IJの祭以後世Ajige Taiji,Ajige Age Beile
	天聰元年12月8日	『宗撫』110	IJの祭以後世Ajige Taiji	
	天聰6年正月 天聰6年正月	『宗撫』660	IJの祭の前後世Ajige Taiji,Ajige Beile	
6	Alaniu Age	初 天命6年2月 天命6年7月10日	『祖撫』260 『宗撫』354	Yungsunの兄Alaniu Age (IJK 閏36年のうちに攻めに戰没)
7	Amba Age (Daisan)	初 天命4年3月2日 末 天命8年5月9日	『祖撫』128 『宗撫』863	
8	Anggara Age	初 天命8年9月24日 末 天聰元年正月14日	『祖撫』876 『宗撫』6	I Anggara Ageの娘である公主 (Anggara Age i jui gege)
	天聰9年6月9日	『九宗』177	天聰9年12月、刑死	

9	Babuhai Age	初 天命8年3月11日 末 天聰9年9月7日	『祖撫』688 『宗撫』621	
10	Babutai Age	初 天命8年7月8日 末 天命10年10月3日	『宗撫』988 『九宗』846	
	初 天聰元年正月20日 末 天聰6年5月11日	『宗撫』766 『九宗』273		
	天聰6年7月16日	『宗撫』614 『九宗』439		
11	Baduri Age	初 天命6年12月7日 末 天命8年7月8日	『祖撫』 『宗撫』842	
12	Burgi Age	初 天命6年11月23日 末 天命7年3月23日	『祖撫』424 『宗撫』583	IJの祭以後世Degelei Taiji IJの祭以後Degelei Taiji
13	Darja Age	初 天命6年3月27日 末 天命7年3月9日	『祖撫』298 『宗撫』867	IJの祭以後Degelei Taiji IJの祭以後Gintaisi Beile
14	Degelei Age	初 天命6年3月27日 末 天命8年9月9日	『祖撫』958 『宗撫』912	I Jの祭以後Delger Taiji 天命6年3月27日 天命8年9月9日
15	Delger Age	初 天命10年正月7日 末 天聰元年12月8日	『宗撫』958 『宗撫』110	I Jの祭以後Delger Taiji 天命6年3月27日 天命10年正月7日
16	Dodo Age	初 天命6年3月4日 末 天命9年4月22日	『祖撫』280 『宗撫』912	天命6年3月4日 天命9年4月22日
17	Dorgon Age	初 天聰元年12月8日 末 無年月(5月28日)	『宗撫』110 『宗撫』1104	I Jの祭以後Dorgon Taiji 天聰元年12月8日 無年月(5月28日)
18	Dudu Age	初 天聰元年12月8日 末 天命7年4月5日	『祖撫』595 『宗撫』881	朝鮮忠烈王の母 天聰元年12月8日 天命7年4月5日
	天命9年正月1日	『宗撫』881	天聰元年12月8日 天命9年正月1日	
	天聰元年2月	『宗撫』50	I Jの祭の前後世Dudu Taiji	
	天聰元年12月8日	『宗撫』110	I Jの祭以後Dudu Taiji	
19	Esenderi Age	初 天命7年2月3日 末 天聰7年3月23日	『宗撫』698 『宗撫』506	I Jの祭以後Esenderi Age 天聰7年3月23日
20	Fiyanggú Age	初 天聰7年2月3日 末 天聰6年正月1日	『宗撫』620 『宗撫』1502	I Jの祭以後Fiyanggú Age 天聰6年正月1日
21	Hiya Age(Da	初 天命6年11月18日	『宗撫』3	

	rhan Hiya)	未	天命9年正月11日	『祖禰』	894	
22	Jalsanggū Age	初	天命6年3月3日	『祖禰』	280	天命8年2月20日死没
23	Jirgalang Age	初	天命6年9月9日	『祖禰』	867	IJの條に前後してJaisanggū Taiji
24	Muhaliyan Age	末	天命8年9月23日	『九禰』	211	IJの條以後はJirgalang Taiji
25	Nikan Age	初	天命8年2月7日	『祖禰』	648	
		天命8年7月8日	『祖禰』	847	『Muhaliyan』(ト) Darbu	
		天命9年4月22日	『祖禰』	912		
		天命6年正月5日	『宗禰』	625	天聰4年4月17日(曆359)止Nikan	
		崇徳元年4月18日	『宗禰』	1012	Taiji と見え、△後世Age	
26	Sahaliyan Age	末	天聰9年5月14日	『九禰』	137	
27	Sele Age	初	天命8年7月21日	『祖禰』	853	IJの條以後はSahaliyan Taiji
		天命8年2月27日	『宗禰』	477		
		天命8年4月2日	『宗禰』	710		
		天聰5年正月30日	『宗禰』	471		
		天聰5年2月19日	『九禰』	177		
		天聰5年6月9日	『九禰』	177		
28	Soto Age	初	天命6年11月1日	『祖禰』	401	IJの條に前後してSoto Taiji と や遡れてSoto Beile と云ふ細體
		天命9年正月1日	『祖禰』	881	IJの條以後はSoto Taiji	
		天聰5年8月23日	『宗禰』	548	Taiji と見え	
		崇徳元年8月10日	『宗禰』	1231	天聰4年6月、Taiji と見え	
29	Tabai Age	初	天命6年12月11日	『祖禰』	442	
		天命10年10月3日	『祖禰』	988		
		天聰9年10月29日	『九禰』	330		
30	Tanggūdai Age	初	天命6年5月25日	『祖禰』	333	
		天聰9年正月4日	『祖禰』	886		
		天聰元年正月20日	『宗禰』	1012		
		崇徳元年4月18日	『宗禰』			

第表 太宗期にのみ現れるアゲ(典拠:『太宗御禰』、『宗禰』、『天聰九年  
禰』、『九禰』;『内國史院禰天聰八年』、『内禰』)

	人 禰	年 月 日	出典	頁	備 考
34	Aidari Age/ Aiduri Age	初 天聰6年正月	『宗禰』	661	『内禰』天聰8年7月23日
35	Baintu Age	初 天聰9年5月14日	『九禰』	137	
36	Baintu Age	初 天聰8年正月初6日	『内禰』	52	子曰皆始
37	宝寧博和托	初 天聰6年正月2日	『宗禰』	621	
38	Bolo Age	初 天聰6年9月28日	『宗禰』	1235	
		天聰8年5月11日	『内禰』	82	
		崇徳元年4月3日	『宗禰』	1012	
		天聰10年4月18日	『宗禰』	986	
		天聰9年4月26日	『九禰』	117	
39	阿勒楚席庫	初 天聰8年5月11日	『内禰』	82	Dengsiku=阿勒楚席庫=德虎西虎
40	Ebilun Age	初 天聰9年4月17日	『九禰』	105	天聰9年12月、刑死
41	Gunggadai Age	初 天聰4年2月3日	『宗禰』	453	
		崇徳元年11月25日	『宗禰』	1463	
42	Guwanggun Age	初 天聰6年2月29日	『宗禰』	715	『内禰』天聰8年5月11日

第表『太祖爺』中のアグジ・エチケ

備考：下線部は太祖が實際にアグジ・エチケと呼びかけた人物

	人名	年月日	出典頁	備考
43 Hooge Age 初	天聰4年4月5日	『張祖』 348	Beile-じつ-爺	
44 Hoto Age 初	崇徳元年5月1日	『張祖』 1031		
45 Joota Age 初	天聰4年4月5日	『張祖』 348		
46 輕木布國爾 初	天聰8年4月6日	『内祖』 73	「父汗諸小福晋所生諸子」	
47 Loto Age 初	天聰10年4月3日	『張祖』 986	『内祖』 天聰8年8月21日	
	末	崇徳元年4月18日	『張祖』 1012	
48 Lungsi Age 初	天聰5年10月28日	『張祖』 592		
49 Maidari Age 初	天聰6年2月29日	『張祖』 715		
50 Majan Age 初	崇徳元年4月18日	『張祖』 1012	『内祖』 天聰8年5月11日	
		『九祖』 137		
51 Murhu Age 初	天聰9年5月14日	『九祖』 137		
52 阿喇南褚 初	天聰8年12月14日	『内祖』 126		
53 Ooda Age 初	天聰4年6月29日	『張祖』 395	『Ooda Age オダ・サム (Ooda Age i sangan [ju?] gege)』	
54 阿格薩弼干 初	天聰8年4月24日	『内祖』 78		
55 Sihan Age 初	天聰5年8月12日	『張祖』 536		
56 Šusan Age 初	天聰9年11月1日	『九祖』 332		
57 Tunci Age 初	崇徳元年5月1日	『崇祖』 1031	『内祖』 天聰8年5月11日	
58 中齊喀阿哥 初	天聰9年6月19日	『九祖』 185		
		『内祖』 100		
61 Adu Ecike 初	天命5年8月21日	『張祖』 674	『太宗毅祖』 天聰6年正月20日崇	
62 Baijuhū Amji 初	天命10年正月14日	『張祖』 958	所載のトトムカ=バトカル血統文	
63 Boihoci Ecike 初	天命7年正月18日	『張祖』 491	拜塔と同一人物	
	末	天聰6年8月23日	『張祖』 840	
64 Dobi Ecike 初	天命6年8月12日	『祖祖』 367		
		『祖祖』 141	『Han i uksun i deo(ハノの張祖)』	
65 Gosingga Amji 初	天命8年7月8日	『祖祖』 847		
66 Güwalca Ecike 初	天命6年6月6日	『祖祖』 339		
		天命4年6月	『祖祖』 155	『Han i uksun i deo(ハノの張祖)』
67 Joriktu Ecike 初	天命7年正月13日	『祖祖』 481	太祖の弟田席喇(トトムカ)	
68 Sahalca Ecike 初	天命8年7月8日	『祖祖』 847		
69 Tobohoi Ecike 初	天命7年正月13日	『祖祖』 481		
	末	天聰4年6月13日	『張祖』 421	
70 Wangšan Ecike 初	天命8年3月3日	『祖祖』 679		
		天命4年3月	『祖祖』 141	『Han i uksun i deo(ハノの張祖)』
71 Warka Ecike 初	天命6年12月1日	『祖祖』 436		
	末	天聰6年8月23日	『張祖』 840	

第表『天聰五年八旗值用档』中のアグジ・エチケ(前二表と重複する者を除く)

備考：『天聰五年八旗值用档』は『歷史綱要』1000回目1001回に記載

	人名	年月日	備考
59 阿哥孟阿图 初	天聰5年2月13日	11 Baduri Age の娘	
60 固耐烏都 初	天聰5年9月14日		



「Joohana」、「Muhalian」、「Sirai」（「Joo」一人のマハコヤハセ、24じせ回<sup>ク</sup>姓人）、「Niyahan」、「Maitu」、「Arbu」、「Anggu」、<sup>ミハシ</sup>おののく、「Muhalian」、「Darbu」<sup>ミハシ</sup>、「Muhalian」、「Darbu」、<sup>ミハシ</sup>「Njui」が脱落つたやうに解<sup>ク</sup>れね。類例<sup>リカイ</sup>也<sup>カ</sup>表<sup>カ</sup>、33「Boihoci Ecike」祭<sup>カ</sup>注記した「Boihoci Ecike」（「Arai」がおつ、「Arai」と「Boihoci」の第11子にあたる（「ウクス」）<sup>ヒサシ</sup>姓<sup>カ</sup>系<sup>カ</sup>図<sup>カ</sup>（参照）。なお、クサ=ハガハ（都統）<sup>マハリ</sup>ヤハの田皿<sup>ミタマ</sup>立<sup>トコ</sup>せ<sup>カ</sup>（『皇朝文獻通考』卷11因田・帝系七に「都統穆哈廉（原注：素爾和の子、陸虎臣の孫）」）とおつ、杉山清彦「清初正藍旗著姻戚關係からみた旗王權力の基礎構造」（『史學雜誌』107、7、一九九八）頁1111・注<sup>(25)</sup>にも言及がある。

⑧ 第1表の人名比定に関する点<sup>カ</sup>付<sup>カ</sup>言すべき点がある。まよ、

56シ「サンおよび第1表」60鳥都は系譜關係が不明なために「ウクスノ世系図」からは省いたが、56は天聰九年一月にホシム=ベイレンと並んで、同時に財物賜<sup>カ</sup>の対象になりて<sup>カ</sup>（東洋文庫清代史研究室訳注『田満洲档天聰九年二月』頁111111～111111）のど、同年正月制定の「アゲ」（つまつさタクシの子孫）とみて大過なし。つこで、53オオダは第1表の注記「オオダ=アゲの妻の公<sup>ハ</sup>」（Ooda Age i sargan gege）を見る限り、一見公主を妻としたかのようだつて、ルーツおぬな<sup>ハ</sup>ウクスノ外の人物と看做<sup>カ</sup>れるを得ない。つかし、<sup>8</sup>「トハガハ=アゲの娘である<sup>ハ</sup>」（Anggara Age i jui gege）<sup>9</sup>、<sup>31</sup>「ウダハイ=アゲの妹である<sup>ハ</sup>」（Udhai Age i non gege）<sup>10</sup>おゆ<sup>ハ</sup>、sargan gege は<sup>11</sup>「sargan jui gege」<sup>12</sup>と記述<sup>カ</sup>されたが、誤<sup>カ</sup>と照<sup>カ</sup>れね。やつと<sup>13</sup>「田満洲<sup>ハ</sup>」<sup>14</sup>Ooda Age i sargan gege<sup>15</sup>書かれては<sup>カ</sup>（国立故宮博物院『田満洲档詔誥・清太宗朝（11）一九八〇、頁591[『田満洲档（七）』頃11111-11110]）。

⑨ 『清初内国史院滿文档案訳編（上）』天聰朝・崇徳朝<sup>16</sup>と『清實錄』双方の天聰八年正月癸巳（初六日）祭によると、タクシ系を除く六祖の子孫のうち、從来、官職保有者だけに限定した徭役優免の恩恵を、新たに無官職者へも及ぼすとして人名が列挙され、IJのうち第四世代の優免対象者は七七名にのぼる。『愛新覺羅宗譜』によると、IJを含む天聰八年時点での、当該世代全成員113九名に占める存命者数は九九名である。

いた。いか九名は、五歳以下の幼年者であるから、IJを除外するが、無官職者の比率はハ五%強に達する。太祖による積極的な疎族優遇の跡を窺<sup>ク</sup>いとせ、困難と云ふべきであつて。

⑩ 父系出自集団としてのウクスノの性質について（石橋秀雄編『清代中國の諸問題』一九九五所収）を参照された。

⑪ アジゲはアジゲ=アゲ、アジゲ=タイジ以外に、アジゲ=アゲをあたかも一個の<sup>カ</sup>人名のように使用したアジゲ=アゲ=ベイレン（『滿文老檔・太祖3』頁110ハ～ハニ）という呼称もあり、この種の事例は他に類を見ない。前掲鶯淵論文「阿格多爾袞か阿濟格阿格か」は、この特殊性をアブゲがアゲ=皇太子に擬されたためと説くけれども、恐らくは小アゲajige ageと通称された時に人名に転化した結果であつて、ボイホチ（コムラハ長子）がウハチホレ=エチケ（叔父）と別称されたのと同類である。<sup>17</sup>wecere<sup>カ</sup>は「神を祭る」（巫者<sup>サマ</sup>が）跳神<sup>カ</sup>する」を意味する動詞wecembiの連体形であるから、ボイホチはシャマン的職能者であったに相違なく、トハハ=ベイレンが彼に夢で守護神の黄蛇を見たなどと指げたつした（『滿文老檔・太宗1』頁1109）のもこのためである。

⑫ たとえは『愛新覺羅宗譜』によると、アゲと称されたことが確実な前に出のマハコヤハは、五七四年の出生であり、太祖庶弟ムルハチの次子達爾察は、一五八一年の出生であるから、ともにダイシヤンより年長であったが、大アゲとは呼称されてはいない。

⑬ 『田満洲<sup>ハ</sup>』頁114ハ～115ハ、「滿文老檔・太祖2」頁749に五次、amba juit<sup>カ</sup>後半に九次、計14次も言及される。

⑭ 『田満洲<sup>ハ</sup>』（1）頁59ハ～7111、廣祿・李學智訳註『清朝太祖朝老滿文原档』（第一弾荒野老滿文档用・一九七〇）頁1111～11110、「滿文老檔・太祖1」頁1111～11110。参考おこし<sup>カ</sup>、ahungga jui<sup>カ</sup>記事前半に五次、amba juit<sup>カ</sup>後半に九次、計14次も言及される。

⑮ 三田村泰助「滿文太祖老档の編纂」（『清朝前史の研究』一九七一）頁

二四〇～二四一、前掲神田信夫「愛新覺羅考」頁四～五、喬治忠「清朝

官方史學研究」一九九四、頁九〇～九五参照。

⑯ 天命四・五年の情況を伝える『建州聞見錄』にシユルガチ次子アハが「阿末羅<sup>ハ</sup>a-mi na-go」、チ<sup>カ</sup>ム<sup>ハ</sup>ト<sup>カ</sup>ム<sup>ハ</sup>ウ<sup>カ</sup>が「田才羅<sup>ハ</sup>du-du

na-go」<sup>17</sup> また『光海君日記』光海君一三（＝天命六）年九月戊申条には「オオロトdu-du a-go」<sup>18</sup>とつて登場する。明側の文献でも、張鼐が万曆庚申（一六一〇〔＝天命五〕）年、遼東に使を奉じた際の見聞を著録した『遼夷略』<sup>19</sup>（『奴兒哈赤）長男、曰洪把禿里<sup>ハバトカル</sup>、為奴殺矣。而一子曰阿古<sup>アグ</sup>」<sup>20</sup>とあり、「エウ エウが天命五年頃、阿古languageと称されていた」とが認められる。

⑯ 松村潤「中国第一歴史档案館所蔵『满文国史院档』[卷四〇〇] [甲四〇二]」<sup>21</sup> 訳註（『清太祖実錄の研究』一〇〇一所収）頁六二三に「ヌルハチースノ=バトル（ガ）……十六歳になつた後、（父と繼母は）やつと妻（を）」<sup>22</sup> えた」とあり、一六歳の結婚でもさして早婚ではなかつたような口吻である。上記档案の和訳には石橋崇雄「無圏底滿文档案『先ゲンギン』=ハン賢行典例・全十七條」（『國土館史学』八、一〇〇〇）があるので、併せ参照された。

『愛新覺羅宗譜』丙申、貢五五六」<sup>23</sup>

⑰ 『满洲実錄』には他にサルフ戦中の描写にもハ一例、あるいはイニイク国討滅時的情景描写（天命四年八月条）<sup>24</sup>に例、訣三例のアゲが現れる。

第一例はやはりホンタイジがダイシャンを「阿哥age[アグnoyan]」（今西春秋『满和蒙和対訳满洲実錄』頁一九四）<sup>25</sup>と呼んだもので、『老档』と『田満洲档』（以下『田档』と略称）辰字档にもそのままで認められる。蒙文訳のノヤンは『满洲実錄』ではベイレに對訳されることが多い語彙であるが、この場合はアンバー=ベイレに対する呼びかけを意識した意訳である。

第一例はホンタイジがイヒへ国西城主ギンタイシ=ベイレ（ホンタイジの母舅）<sup>26</sup>に条理を述べて降伏を勧めたにもかかわらず、言を左右して降伏する気配がないので立ち去るといふのを、ギンタイシが「阿哥age[アグnoyan]汝田ひく行へ」と勿かれ（同上書、貢一〇三）<sup>27</sup>と乞を止めたといつて用例である。第二例は降伏して引き据えられたイヒへ国東城主ヤング=ベイレの、面前での傲慢な態度に憤激した太祖がダイシャンに対し「阿哥age[アグ]汝のエフ（妻の兄）を伴れてその城に行け」（同上書、貢一〇八）<sup>28</sup>と命じて退け、その後のうちにブヤングを縊り殺させたといつて用例である。第一例は『老档』の該

当箇所はもとより、その原拠となつた『田档』辰字档にもageの句は見えず、また第三例の場合、辰字档にageが記載されてゐるもの、後から加筆した形跡がある（廣祿・李學智訳註『清太祖朝老滿文原档』第二冊・一九七一、頁一六八；『旧满洲档』一、頁四七九）。つまり、二例とも直接的な一人称代名詞に過ぎない「汝 si」を修飾すべく、後からageが付加されたものである。

⑯ 三田村泰助「满文太祖老档と清太祖实錄との対校」（『立命館文学』一六一・一六二・一六三合併号、一九五八）頁三六～六六。

⑰ 『满文老档』・太祖1頁一一八。

⑱ アフンとアゲは一見同義語のようであるが、関係名称としてのアフンと敬称としてのアゲを明確に使い分けたらし。明白な用例としては、太宗が兄ダイシャンに「アゲ」と呼びかけ（『满文老档』・太祖1頁一三〇、中国第一歴史档案館「天聰五年八旗值月档」六月一九日条[『歴史档案』一〇〇〇年四期]）<sup>29</sup>、また亡兄マングルタイを「アゲ」と呼んだ例（『满文老档』・太宗2、天聰六年一月1日、頁八七三）があり、ともに「兄上」が適訳であら。

⑲ 『满文老档』・太祖1頁一一六～一一七。

⑳ 『满文老档』・太祖2頁七六一。

㉑ 『满文老档』・太祖2、頁七六一。

㉒ 竹村卓一「テクノニアー」（石川栄吉他編『縮刷版 文化人類学事典』一九九四）頁五〇〇～五〇一参考。なお、テクノニアーの概念をめぐる言語学的な議論、<sup>30</sup>ことに本文後段でふれる、話者の視点が子供の視点に共感的に一体化するため、一家の中では年上の家族成員は子供が用いる親族用語で自己および他者を呼ぶたとえば、父親は子供の前では自分を「お父さん」と称し、彼の妻を「お母さん」と呼ぶという議論については、もっぱら鈴木孝夫「テクノニアー（teknonymy）」という概念について（『鈴木孝夫言語文化学ノート』一九九八）<sup>31</sup>、日本語のテクノニアーに関する分析に負つことを付記しておきたい。

㉓ 「ホオケの父ベイレ」<sup>32</sup>については研究会訳注本『满文老档』・太祖1頁四四三、『满文老档』・太祖2、頁四八三・五一、『老档』・太祖3頁一〇八、「マイタリの父ベイレ」については『满文老档』・太祖2頁六一三・八四三（参考）。

- (27) 間接的な証左としては『沙濟富察氏家譜』所載の、第四世代に位置する「阿都衣阿馬」なる人名を挙げ得る。この人物の長子の名が阿都(Adu)となりて「阿都衣阿馬」なる人名を挙げ得る。この人物の長子の名が阿都なんぞ、「アドウの父 Adu i ama」と通称されて「阿都衣阿馬」、本名が忘失されてしまひ、通称のまま家譜に記載されたのである。
- (28) S.M.シロ「『滿洲族の社会組織』(大間知篤三・眞田茂喜共訳、一九六七) 頁一五七。
- (29)(30)(31)神田信夫前掲論文「愛新覺羅考」頁八、一。参考までに付記する。(31)と『老档』で確認する限り、尊称的アムジ・エチケは崇徳元年八月六日(32)のトイホチ=エチケが最も遅い使用例のようである(第表)。
- 傍線を施したバイジュフ、ゴシンガ、トイホチ、ムル因名<sup>ムルイニヤ</sup>については、特に『満文老档』・太祖3<sup>トガル</sup> 頁九五八において、全員が太祖自身の発言のなかでアムジ・エチケを人名の後に付して呼称されて<sup>トガル</sup>。
- (33) 『清太祖武皇帝実錄』卷四に「素把海姑夫」Subahai Guifu<sup>注</sup>して「素把海、哈達万汗之孫。帝以宗弟吉山里杜<sup>ジベリドウ</sup>之妹妻之。故称“姑夫”」とある。
- (34) ジャン河<sup>クン</sup>のグ、ヤンシコ=グフ、イヒチヨン=グフ、バトウル=グフについては、『満文老档』・太祖2<sup>トガル</sup> 頁七五八・七六一、頁八四三<sup>トハ</sup>八四四、『満文老档』・太宗2<sup>トガル</sup> 頁六七三、頁六七一<sup>トハ</sup>六七六をそれぞれ参照。
- (35) 6 Adu Eckert<sup>注</sup> 第表にも注記したように、『老档』天聰六年正月一〇日條に記載されるが、この条に繋げられた記事そのものは、天命五年八月から翌年五月までにトイドウ=バトウルが筆記した功業記を再録したものであり、アムジ・エチケとしては初見である。功業記についての詳細は、拙稿「ヌルハチ勃興初期の事跡補遺 エイドウ=バトウル自述の功業記を中心に」(『大垣女子短期大学紀要』四〇、一九九九)を参照された。
- (36) 三田村泰助「天命建元の年次に就いて」(『東洋史研究』一一、一九三五・一九三六)。三田村説に対する批判については、今西春秋「天命建元考」「同補」(『朝鮮学報』一四、一九五九・同一〇、一九六一)および黄彰健「清太祖天命建元考」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』三七、一九六七)。また松村潤「牛莊城老滿文門額について」(『満族史

研究通信』四、一九九四)には、手際よく諸説が要約紹介されていて有益である。

(37) アゲと対称的な尊称にゲゲgege(後に「公主」の義)がある。エゴンeyun「姉」に対する「姉さん」「姉上」を意味すると同時に、ウクスン卑属の女子に対する尊称であった。『老档』万曆二十六年六月条(『満文老档』・太祖1<sup>トガル</sup> 頁九)のMuksi Gege(太祖四女)、万曆四十一年九月条(同上、頁一七)のOnje Gege(ハコルガチの娘)が、『旧満洲档』でもそのまま確認できるので、木俗初年からの使用が示唆される。

これから推してアゲも非公式には天命初年、延いてせやれ以前から使用されていたのである。

(38) 『明実錄』万曆四七年正月辛未條。

(39) 李民寅「柵中日錄」(『朝鮮學報』六四〔一九七一〕掲載の今西文庫本に拠る)。

(40)(41)鶯淵一「清初八旗制度考(一)」の第五章「清初固山額真考」第一節「天命時代の固山額真」第一項「天命初期の固山額真」頁一八七~一九〇、第二項「天命中葉に於る固山額真に関する満文老档の記事」頁一九六~一九七、第四項「朝鮮の記録に見える固山額真に就いて」頁二一八~二一九参照。なお、本書(油印一冊本)は奥付けがないので発行年次等は不明であるが、同氏の「清初太祖時代の『台吉』に関する研究」注<sup>(1)</sup>によると昭和二二(一九四七)年の学位論文であるとの由である。また、同書第五章「清初固山額真考」については、著者自ら緒言に「之は先生山<sup>マツ</sup>先生還暦記念東洋史論文集に載せたが可成り補正し此に改めて一章として述べる事とした」と記している。

ちなみにアドウンの素性に関しては、松浦茂「清の太祖ヌルハチ」一九九五でも、鶯淵氏とは独立に、かつ異なった角度から言及されている(頁一六九~一七一)。また「奴酋八將」については後注<sup>(2)</sup>参照。

(42) 杉山清彦「清初八旗における最有力軍団 太祖ヌルハチから摂政王<sup>ムルイハク</sup>」(『内陸アジア史研究』一六、一〇〇一)頁一一~一一<sup>注</sup>。

(43) 前掲シロ「『滿洲族の社会組織』頁五八。

(44) 拙稿「明末建州女直の有力ムクン シャジのフチャ・ハラ について」(『立命館文学』五五九、一九九九)頁一〇三<sup>注</sup>。

(45) 『初集』旗分志によれば以下の通り〔〕内の漢数字はジャリーン〔参考〕、算用数字はニール〔佐領〕の序数番号を示す) 正白旗〔一・一・一・四・三・十二・四・一〕 鎏白旗〔一・十二〕 鎏红旗〔一・十〕 鎏藍旗〔三・五〕

(46) 『旧満洲档・天聰九年一』頁四〇。なお、專管ニールに関しては阿南惟敬「天聰九年專管ニール分定に関する新研究(上)(下)」(『清初軍事史論考』一九八〇)、張晉藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』一九八八・頁一九五~一九七参照。

(47) 前掲拙稿「ヌルハチ勃興初期の事跡補遺」頁四〇。

(48) 同上拙稿、頁四八。

(49) 同上拙稿、頁四八。

(50) 『初集』卷一六一・邱(雍舜の弟)伝に、「戊申(万曆三六〔一六〇八〕)年、從征烏喇、同阿蘭柱阿格下馬歩戰、身被四創、賞人一口」とあり、アランジコが陣没したのは一六〇八年におけるウラのイハン山城を攻めた際と解して誤らない。また、邱伝中の「阿蘭柱阿格」は、アゲ号公称後の呼称を無批判に選及させた表記に過ぎないであろう。

(51) 『初集』旗分志によれば以下の通り 鎏紅旗〔一・八・四・十一・四・一四〕

(52) 『燃黎室記述』己未年五月条(所引『義弘立別錄』『春坡堂日月録』)には「奴酋の八将。一は老酋〔西黃〕、姓崔、癸丑に生まる。二は貴永介〔Guyeng Baturuタイシャン〔岡紅〕〕、奴の長子。三は多乙舍所吐里〔Darhan Baturu〔鑄藍〕〕、奴の弟小乙可赤の長子、或いは阿末羅と名へ。四は哥土〔正藍〕、奴の次子。五は弘太市(一に「弘太」時に作る)[丘丘]、奴の第四子。六は豆斗〔鑄白〕、奴の長孫。七は所道里、奴の姪子。八は阿斗、奴の従弟云々」とある。

鶴淵一『清初八旗制度考(一)』の第五章「清初固山額真考」第一節

「天命時代の固山額真」第四項「朝鮮の記録に見える固山額真に就いて」頁一一四、注四(頁一五一~一五一)や、最近では徐丹娘「奴爾哈赤姓氏問題」(『満学研究』第五輯、一〇〇〇)頁一〇〇は、いずれも所道里を「姪子」に牽かれてジルガラン(シユルガチ第六子)に比定しているが、『李朝実錄』仁祖一二(天聰八)年一一月壬午条の秋信使羅德憲の馳啓に「此の賊(後金)、今年宣大の役、所道里以下諸将の戦」せる者、或

いは七八と云ふ、或いは数十人といふ」とあり、宣府大同の役で陣没した点に照らしても所道里バドウリでなければならない。ちなみに、アミノ(阿末)が父シコルガチ同様、「多乙舍所吐里」Darhan Baturuの称号を帶びたことは『満文老档・太祖1』天聰四年六月七日条(頁四〇六)に明証がある。

(53) 『初集』旗分志によれば以下の通り 正白旗〔四・三・四・六・四・八〕第四參領第六佐領がバドウリ直属のニールであるが、專管ニール第一次認定(『太宗実錄』天聰八年一一月丙申)では「巴都禮、原係包衣牛录」と明記されているから、バドウリ所有のニールはもとボオイニール booi niroであったことになる。

(54) バドウリは『初集』等の列伝によると天命初年に来帰したとされ、『嘯亭雜錄』続録卷二「佟昭毅」も巴篤理が族叔の佟養正に随つて天命三(一六一八)年に来帰したとするが、錯誤があるようである。後注⑦所引『清実錄』によれば、バドウリは幼時から多年にわたり諸ベイレに近侍したと奏聞し、かつ『清史稿』卷二三六・本傳にはその戦死を惜しむ太宗の言が「此れ朕が旧臣にして転戦數十年、命を疆場に効す」とあり、『滿洲名臣伝』卷二・蒙阿圖伝によると、弟ムンガトウは崇徳三〔一六三八〕年(バドウリ戦死の四年後)時点ですでに「年老」であったといつ。バドウリが十代前半から近侍したと仮定して、一般に老齢とされる六十歳(金徳純『旗軍志』に掲る)までの年数(五百四五~五〇年)を測るべし、バドウリの帰附は一五八四~八九年頃と云ふことになる。マチャ地方はワンギャ部(万曆十六・七〔一五八八・八九〕年征服)のすぐ東方に位置するので、バドウリが帰附したのも同部征服の前後であろう。

(55) 『滿文老档・太祖2』頁八九二<sup>7</sup>。

(56) 今西春秋『滿和蒙和対訳満洲実錄』頁五六、および『滿文老档・太祖1』頁一七一・『滿文老档・太祖2』頁六九一<sup>8</sup>。

(57) 『初集』旗分志によれば以下の通り 正白旗〔三・三・三・五・三・三・一〕

(58) 阿南前掲論文頁五五六はダルタイをアン=フィヤング第六子に比定するが、旗分から推してすでに指摘がある通り、フルガン六弟と見るべきである(杉山清彦「清初八旗における最有力軍団 太祖ヌルハチから

摄政王ドルゴンへ」頁三三三・注<sup>(30)</sup>。

<sup>59</sup>『初集』旗分志によれば以下の通り 正黄旗「三・八；三・9」、正白旗「一・2；一・7」、正红旗「五・3；五・9；五・12」、鑲藍旗「一・1；一・3」。

<sup>60</sup> 杉山清彦「清初正藍旗考」頁三四・注<sup>(45)</sup>が指摘するように、『哈達納喇氏宗譜正冊』に「將舒爾哈赤之孫女許配給烏爾古岱子額森德礼」（瀋陽市民委民族志編纂辦公室編『瀋陽滿族誌』一九九一・頁六三所引）とある。都堂に関する説明は、松浦茂『清の太祖ヌルハチ』一九九五・頁一四〇～一四三に依拠している。

<sup>62</sup> ケシネの専管ニルに関しては阿南惟敬「天聰九年専管ニル分定」に関する新研究（上）（『清初軍事史論考』一九八〇）頁五五九、杉山清彦「清初正藍旗考」頁一九、同「八旗旗王制の成立」（『東洋学報』八三一、「一〇〇一）頁七一～七三参照。ケシネの専管ニル一個以外の、旧ハダ王族系のニルは、『初集』旗分志によれば以下の通りである 正黄旗「四・一・四・4」、正红旗「一・3；三・8」、鑲白旗「三・12」、鑲藍旗「三・8」。

阿南惟敬「天聰九年専管ニル分定」に関する新研究（上） 参照。

<sup>64</sup> 拙稿「グチコ考」（『立命館文学』五七二、「一〇〇一）頁五一～五二。

<sup>65</sup> 『初集』卷一五〇、額參伝に「額伯根（額參父）、太祖高皇帝時、撫育禁廷、視同子姪」とある。

<sup>66</sup> 太祖（一五五九～一六一六）に対し、「五大臣」の生没年は各自エイドウ（一五六一～一六一）、アン＝ファイナング（一五五九～一六一）、ホホリ（一五六一～一六一四）、フコノンダン（一五六四～一六一〇）、フルガン（一五七六～一六一三）となり、フルガン以外は概ね同年配といつてよい。

『満文老档』・太祖<sup>1</sup>（頁一七一）。

<sup>68</sup> アドゥンとダイソウの系譜関係はつまびらかではないが、アドゥンの子タンバイを「總兵官達音布之族子」（『初集』卷一五四・譚拌伝）とするので、両者が同世代の族人であったことは確かである。

<sup>69</sup> 『老档』・太祖<sup>3</sup>（頁一一一）の誓詞は、『老档』・太祖<sup>3</sup>（卷七五、頁一〇九～一一九）に著録され、ほとんどが無年月であるが、ムン

ガトウのそれが「戊（天命七）年十一月に誓つた」と紀年を明記し、またタンゲダイの誓詞に「總兵官の職」とあり、彼が總兵官を解任されるのが天命八年三月である（『満文老档』・太祖<sup>2</sup>（頁六九五）から、やはり天命七年頃の提出と解しておいて大過ないであら）。

<sup>70</sup> 『満文老档』・太祖<sup>1</sup>（頁三八一）。

<sup>71</sup> 『清太宗實錄』崇德四年五月辛巳條にいつ。

上命和碩豫親王多鐸、跪受戒諭。上諭曰「……昔、巴都礼阿格存曰（天聰八年以前）曾奏言、臣自幼侍諸貝勒、歷有年所。近見我本貝勒（多鐸）所行悖謬、自与行悖謬之阿濟格阿格両相親昵。皇上宜早諭之。不則必陷於罪戾矣。」……」

これによると、太祖直属の両黄旗をアジゲ・ドルゴン・ドドが繼承した後、バドウリはドドを最終的な主君」「本貝勒」として仕えたのであるが、それ以前、バドウリが少年期（前注<sup>(54)</sup>）とく一五八八・八九年頃、十代前半と仮定）に「諸貝勒に侍」したというのは、内廷に引き取られ、いまだ幼いチュイエン（一五八〇年生）・ダイシャン（一五八三年生）付きの随侍になつたことを指すものと解される。

<sup>72</sup> 次注所掲の関連文献には「叔貝勒」とあり、この「叔」とはすなわち太祖諸子から見た叔父 ecikeであるから、年齢から推してマルハチ（一五九三年当時三三歳）かシロルガチ（同じく三〇歳）を指すであろう。太祖末弟バヤラ（同じく一一歳）は論外である。

<sup>73</sup> 『満洲名臣伝』卷一・西喇布伝、卷八・博爾晋<sup>1</sup>伝、および『初集』卷一六一・西喇巴札爾固齊伝、博爾晋<sup>2</sup>伝。

<sup>74</sup> 『満洲名臣伝』卷八・博爾晋<sup>3</sup>伝、『初集』卷一六一・博爾晋<sup>4</sup>伝。

<sup>75</sup> 『満洲名臣伝』卷八・博爾晋<sup>5</sup>伝、『初集』卷一六一・博爾晋<sup>6</sup>伝。

<sup>76</sup> 『御製增訂清文鑑』卷一〇、人倫類第一に「父に生まれた子らで、自分より年長のものをahünといつ。また同じ世代の親戚niyaman huncihinで、自分より年長のものをやはうahünといつ」とあって、中表兄（舅／姑／姨表兄）をも慣例上「兄」と呼んだ。一例を挙げると、エイドウ＝バトウルは姑表兄のガハシャン＝ハスフを「兄」ahünと呼んでいる（『満文老档』・太宗<sup>2</sup>（頁六七三～六七四））。

<sup>77</sup> 愛珲地方の満洲族に関するシロゴロフは「男性の養取は子供達をしてのみ行われる。……子無しの夫婦が養育のために異氏族の子供達を

眞つことは比較的に屢々おこることである。その子供が六、七歳になると、それを養取する夫婦は彼等の氏族諸神靈へ供犠する。……この養取は満洲語（口語）でウジマ・カジヤ・チコサudima kadija d'usa即ち『養育するために取りたる子供達』と呼ばれている。成人の養取に関する例を私は一度も聞いたことがない」と述べている（前掲『満洲族の社会組織』貢九七）。これが女直／満洲人の養子慣行にも妥当するなら、デルゲルの養取はやはり異例であつたし、史料に明記されないアドワンとアランジュの養取年齢に関しても、積極的に少年期であつたと推測することができよう。

本稿ではあえて言及しなかつたモンゴル人アゲ、ドルジDorji（『満文老档・太祖2』天命八年九月一日条、貢八六九）についても、彼が天命七年二月に全部衆を挙げて太祖に来附し、ついで一旗に編成されたウルト部（チャハル部所属）筆頭タイジ、ミンガンの次子にあたること（『初集』卷一四七・明安伝、多爾濟伝）から推して、デルゲル父子・エセンデリ同様の事情から養子となつたと考えられる。なお、ウルト部のチャハル部所属に関しては、森川哲雄「チャハル・ハオトクとその分封について」（『東洋学報』五八一一・一、一九七六）参照。

⑦9 一例を挙げると、天命年間には「ハンのフンチヒンhuncihin（の）の場合はウクスンとほぼ同義）に不遜であったときは誰であっても打ち、手が及んだ時は斬り殺せ」（『満文老档・太祖2』天命七年正月一四日条、貢四八五・四八六）との太祖の嚴命により、ウクスン全成員に人身保護の特権が付与されていた。それがギョロ身分の制定された天聰九年以後、六祖以下の父祖に対する故意の罵倒は「死罪に擬す」けれども、「六祖の子孫」（＝ギョロ）と「殴り合いの喧嘩をしただけでは罪となら」ず、その「是非の判断」は法司に委ねる（『旧満洲档・天聰九年一』正月一六日条、貢四二・四三）にとどまり、特権的な人身保護の対象からギョロは排除されることになった。

⑧0 神田信夫「愛新覺羅考」貢一一一、一二、杜家驥「清皇族与国政關係研究」貢七八・八〇、張晋藩・郭成康「清入関前国家法律制度史」貢四四六・四五一参照。

⑧1 『清初内国史院滿文档案訳編（上） 天聰朝・崇徳朝』貢三四八。

⑧2 太宗期のアゲのうち、太祖・シユルガチ嫡出系のフィヤング・ニカン・シヨト・ワクダ・マジヤン（ダイシャンの側出子）・ボロ・ホト・トウンチ・ロト・マルフらはすべて、崇徳元年に固山貝子を受封している（『ウクスン世系図』）。なお、マンゴルタイ・デゲレイ兄弟の諸子（マイダリ・グワングン・エビルン・デンシク）が崇徳元年の封爵から漏れているのは、前年の天聰九年、マンゴルタイ・デゲレイ死後にかれらによるハン位簒奪の謀議が告発断罪された事件に縁坐して、一旦宗室から黜斥されたためである。

『清内国史院滿文档案訳編（上）』を対象に、崇徳元年以後同末年までに現れるアゲを摘録すると、左表のような結果が得られる。見る通り、アゲの用例が記録されるのは崇徳三年末までである。その顔ぶれはアバイ・タバイ・バブタイ、およびグンガダイらであり、いずれもこの段階で受爵していないものばかりであった。ただ、アバイは鎮国將軍受封後も一度だけアゲと記録されるが、これは『内国史院档』編者の遺漏に帰すべきであろう。

年 次	月／日	人 名	崇徳三年		年 次	月／日	人 名	崇徳三年	
			正／18	2／23				正／18	2／23
8／11	8／8	アバイ＝アゲ	3／6	6／21	2／23	7／29	7／23	7／23	6／21
		バブタイ＝アゲ	承政アバイ＝アゲ	承政アバイ＝アゲ	アバイ＝アゲ	アバイ＝アゲ	アバイ＝アゲ	アバイ＝アゲ	アバイ＝アゲ
		タバイ＝アゲ	承政アバイ＝アゲ	承政アバイ＝アゲ	バブタイ＝アゲ	バブタイ＝アゲ	バブタイ＝アゲ	バブタイ＝アゲ	バブタイ＝アゲ
		グンガダイ＝アゲ	宗室グンガダイ	宗室グンガダイ	宗室グンガダイ	宗室グンガダイ	宗室グンガダイ	宗室グンガダイ	宗室グンガダイ
			353	352	350	345	339	321	287
									284
									268

⑧3 順治年間、じとじドルゴン摂政期に登場するアゲの顔触れは以下の通りである。

(1) 太宗第五子シヨセ（『清内国史院滿文档案訳編（中） 順治朝』順治元年五月五日条〔貢一五〕）  
(2) 太宗第一子ボンボゴル（『清内国史院滿文档案訳編（下） 順治朝』

- (3) 順治六年正月一〇日条〔頁一二〕、同八年五月一四日条〔頁一九一〕  
 アジゲ第五子ロチン(『清内国史院滿文档案案訳編(下)』順治朝・順  
 治六年一月一〇日条〔頁六八〕『盛京内務府順治年間档』「戸田茂  
 喜訳、満洲国立中央図書館籌備処発行・一九四三〕第五九号檔案・  
 順治八年三月一四日發文)
- (4) ドド第二子ドニ(『清実錄』順治八年正月甲寅条)
- (5) ドド第五子ドルボ「ドルゴンの養嗣子」(『清実錄』順治八年二月  
 發未条、『盛京内務府順治年間档』第四八号檔案・順治七年三月八日  
 發文)
- これを見る限り、ドルゴン摂政期のアゲはいまだ狭く「皇子」に限定  
 されていなかつたようであるから、「皇子」に語義転化する時期はこれ以  
 後と推定されるが、その場合のアゲもテクノニミーに発する息子に対す  
 る愛称から説明可能であると考える。

(本学非常勤講師)